

第百二十三回 参議院国際平和協力等に関する特別委員会会議録第十二号

平成四年五月二十七日(水曜日)

午前十時十二分開会

委員の異動

五月二十六日

辞任

狩野 安君
鎌田 要人君

補欠選任

森山 眞弓君
真島 一男君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

下条進一郎君

委員

上杉 光弘君
岡野 裕君
岡野 秀昭君
田村 孝男君
藤井 三吾君
佐藤 孝君
谷畑 孝君
矢田部 理君
木庭健太郎君
吉川 春子君
井上 哲夫君
田淵 哲也君
板垣 正君
尾辻 秀久君
大島 慶久君
合馬 敬君
鹿熊 安正君
木宮 和彦君
関根 則之君
仲川 幸男君
水野 茂門君
成瀬 守重君
西田 吉宏君

委員以外の議員

議長 野村 哲君
副議長 村田 誠醇君

国務大臣

内閣総理大臣 宮澤 喜一君
外務大臣 渡辺美智雄君
通商産業大臣 渡部 恒三君
運輸大臣 奥田 敬和君
郵政大臣 渡辺 秀央君
建設大臣 山崎 拓君
自治大臣 塩川正十郎君
国務大臣(国家公安委員会委員長) 塩川正十郎君
国務大臣(内閣官房長官) 加藤 紘一君
国務大臣(防衛庁長官) 宮下 創平君

政府委員

内閣審議官 兼内閣総理大臣官房参事官 野村 一成君
内閣法制局長官 工藤 敦夫君
内閣法制局第一部長 大森 政輔君
内閣法制局第二部長 秋山 收君
警察庁警務局長 安藤 忠夫君
防衛庁参事官 金森 仁作君
防衛庁長官官房長 村田 直昭君
防衛庁防衛局長 島山 善君
防衛庁人事局長 坪井 龍文君
防衛庁装備局長 関 收君
外務省アジア局長 谷野作太郎君
外務省経済協力局長 川上 隆明君
外務省条約局長 柳井 俊二君
外務省国際連合局長 丹波 實君
大蔵省主計局次長 田波 耕治君
資源エネルギー庁公益事業部長 川田 洋輝君
運輸大臣官房総務審議官 土坂 泰敏君
兼貨物流通本部長 小和田 統君
海上保安庁次長 白井 太君
郵政省通信政策局長 伴 襄君
建設省建設経済局長 森 繁一君
自治大臣官房長 秋本 敏文君
自治省行政局長 秋本 敏文君

事務局側

常任委員会専門員 辻 啓明君

参考人

日本国際ボランティアセンター・カンボジア事業担当 清水 俊弘君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(第百二十一回国会内閣提出)

○国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(第百二十一回国会内閣提出)

○国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律案(野田哲君外三名発議)

○委員長(下条進一郎君) ただいまから国際平和協力等に関する特別委員会を開会いたします。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案、国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案及び国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

○委員長(下条進一郎君) この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

三案の審査のため、本日の委員会に日本国際ボランティアセンター・カンボジア事業担当清水俊弘君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(下条進一郎君) 本日は、カンボジア問題に関する集中審議を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○喜岡淳君 社会党の喜岡です。よろしくお願います。

カンボジアの集中審議に当たって、非常に重要な問題でありますので、最初にお尋ねしておきたいと思ひます。

まず、塩川自治大臣にお尋ねをいたしますが、去る五月二十三日、大阪府庁におきまして、次のように発言されたという報道がございます。衆参同日選挙については今のところはおどしのように思うが、社会党が力づくならあり得るかもしれない、こう述べたという報道がございますが、今はおどしのように思うと、だれかの発言がおどしのようにやはり聞こえたんだらうと思ひますが、こういう発言が記事に出ておりますけれども、どういふ発言をされたのでしょうか、お伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(塩川正十郎君) ほほそれと同じようなことを言ったと思つております。

○喜岡淳君 やはり解散、選挙というのは脅迫であるというような概念を持つておられたということとを言われたわけですね。

それからもう一つの問題は、社会党が力づくならあり得るかもしれないという問題について考えてみたいと思ひます。参議院の今特別委員会できようはカンボジアの集中審議さへ行われておる、この参議院の特別委員会の運営に当たっては、当然のことながら審議を尽くすというルールで運営されておるわけでありまして。審議を尽くすというのが前提の大原則です。与野党の間でルールを守つて審議を尽くす、こういうことで公平な運営をやつていくならば強行採決などということはありません。あり得ないはずでありますし、力づくの社会党が云々かんぬんということも考えられないわけですね、当然。審議を尽くすというのが前提なんですから、力づくの問題なんかありませんよ。なのに、自治大臣が力づく云々かんぬんとおっしゃる

というのは、ひょっとして自治大臣は強行採決ということ念頭に置いておられるんですか、どうですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) それは、社会党の委員長が物理的抵抗をすることおっしゃるから、そうなるわけでありまして。

○喜岡淳君 審議を尽くすわけでありまして、自治大臣もそういう前提に立てば、こういう発言は私は出てこないというのが常識だろうというふうに思ひます。私は自治大臣御自身の見識とお考えを聞いておるわけです。人のせいにしてないでいただきたいと思ひます。御自身の御意見はどうですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 私は、やはりこの問題は国会の開会中に結論は出されるべき問題であらうと思うておりますし、そのためにこれだけ十分審議されておられますから、審議は継続されておると私は見ております。しかしながら、もし強行するならば物理的抵抗も辞せずと、そういうことをおっしゃること自体が私は何か非常に挑戦的だと思つておりました、もしそういうことがあつたとするならば、この問題はやはり国民の信を問うだけの値打ちのある問題だと、私はそう思つております。

それだけの重要な政治問題であるから、話し合ひでおやりになつて国会は決めるべきであると、これは原則であります。しかしながら、やはりそれは政治的決定をしなければならぬので、そこには賛成、反対が起るのとは当たり前のことであります。その賛成、反対が力づくで物理的抵抗をするんだとおっしゃるならば、これはやはり国民に信を問うべきだろうと、私はそう思ひます。

○喜岡淳君 国会で議論をやつておる問題でございますから、軽々に行政の方がこの問題に立ち入つた発言をするということ、私はこれは非常に問題だろうというふうに思つております。その点についてはどういふふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 私は確かに現在大臣といたしまして行政の一員でございますが、同時に立派な衆議院議員、政治家でございますから。

○喜岡淳君 この問題につきましては、今参議院におきまして整然と議論を進めておりますし、これは審議を尽くすという前提でやつておるわけでありまして。国会の審議こそが原則であり、優先されるべき大前提だろうというふうに思ひますので、この原則について再度求めておきたいというふうに思ひます。

五月二十三日、福岡におきまして、物理的抵抗をするなら見せしめのために解散もやむを得ないと発言された報道があります。今この問題をめぐつて大きな国民注視の問題に発展をいたしております。また、翌日の二十四日には佐賀市で同様の趣旨の発言を繰り返されておる、これまた報道が続いておりますけれども、こうした一連の見せしめ発言について、実際に発言されたのでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 意味はどういふふうにとるかは別として、見せしめというように詰めてしゃべつたことは事実であります。

○喜岡淳君 見せしめなのか、首絞めなのか、そういう意味が新聞ではいろいろおもしろおかしく、見せて絞めるのだというように非常に新聞で解説などが出て、ますます国民の中には外務大臣の真意を疑いたい、こういうような反響が昨今特にマスコミ関係でも頻りに報道されております。私は一國の外交を預かる責任大臣として、しかもこのカンボジアに対して平和貢献、生きるための協力をしようという議論をしておる最中において見せしめるんだ、絞めるんだなどという発言は、極めて私は不穏当だろうというふうに思ひます。生き抜く話を今はしておるんです。どう人間が生きて抜いていくかという知恵を絞ろうと言つておる議論の最中に、こういう発想は私は非常に問題だろうと思ひます。この見せしめとは一体どうい

うことを考えておられるのでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) それは見せて首を絞めるとかそういう意味では全くないんです、それは。それは要するに見せしめと言へばよかつたんです、確かに。見せしめと、ごらんによつて、というふうにもとれますし、これは言うならば、ジョークというものはやはり政治の世界にないかと無味乾燥なんです。それは厳肅なる国民の批判を問うと言へば普通の言葉になつちゃうんでしょ、うが、そういう、しかし真意はそれしかないじゃないかというのが真意でございます。私は別に解散待望論者でもありません。私はあと二年有余、二年近く任期があるんですから、できることならもう金もかからぬで済むし、任期いっぱいひびとつ命を長らえたいというのが、人のことは知りません、私はそういう意見なんです。

それから、決して少数党を何か、見せしめというのとは孤立化させて、きのうも質問ありましたよ、孤立化させて人の前にそれを見せるといふ意味もあるんだと言つけれども、それは違つたやありませんか。それは、選挙をするということ、それは、それはその我々のやつたことが世間から受け入れられないでこつちが孤立化をするかもしれないので、見せしめられるのは自民党であるかそれはわからぬわけですから、結局は選挙民がこれは決めることであつて、どちらが勝つか負けるかということとを我々言つたわけでも何でもありません、実際は。だからそういうふうなことも考えていただきたい。

それからもう一つは、ちよつと長くなつていいですかあと五、六分、よければ御了解を得て申し上げますが、私としては多数党だから自分の意見ばかり勝手なことを言つていくと、そんなことないです。衆議院の段階におきましても自民党は多数でございますが、しかしながらより多くの少数意見もできるだけ尊重をしてやりたいということ、あのような修正案に応じてやつてきたわけでございます。したがひまして、参議院におきましてはなおさら自民党は少数党でございますから、

自民党だけで法案を成立させるなんて言ったってそれは不可能、最初からそんなことは不可能なんです、これは。したがって、より多くの政党の、少なくとも過半数以上の方々の御理解と御協力を得なければ、幾らじたばたしたって法案は成立いたしません、これは。

したがって、我々はそういう意味において、いろいろの党の間では呼びかけていることも事実、私どもは原案でやってください、余り骨抜きになるのは困りますよと、それは政党内で話し合いをなさるの結構でございますが、政府の意図と全く違つたものをつくられちゃつてもそれは困るわけですから、それは困りますという抵抗も党内で示しているのも事実でございます。

だから、そのような話ですが背景があるわけですから、そういうようなときに大体長い間長時間議論をした結果、この辺で結論を出さなきゃならぬと、やはり時間があるわけですから、だから先のことをご私言しておるわけです、先のことを、転ばぬ先のつえを言っているわけですから、だからそういうようなことでどこかでやはりこれは採決ということになります。そのときに、要するに議事規則やなんか反するような問題が出てきて、もうごたごたしちゃうというふうなことになるれば、これは解散という事態になつてもそれはもう仕方がないという趣旨のことを言つたのでございます。

○喜岡淳君 さつき大臣は、お話の中で、演説会だからおもしろおかしくなどおっしゃつておられるけれども、新聞報道でもこういつた重要な問題について、「会場の爆笑を誘つた」と書かれておるわけですから、そういう受けとめ方なんです、聞いておる方は、会場の参加者のほは笑みを誘つたというならば、これは外務大臣のやはり高格な人柄とおるわけですから、爆笑を誘つたと言われたいわけですか。やはり私は、こういう慎重な問題についてはきちんとした納得のいくことを言うべきだろつというふうに思ひます。今の議論を聞いておると、やはり私は、時間が切迫

してきた、そういう意味では反対する人に対して何らかのいらいらした気持ちが出てきておる、こういうふうな聞こえてならないわけです。

しかし、大臣にもう今さら言うまでもなく、国会にはさまざまな会派が存在しております。それぞれの思想信条の自由によつてこの会派ができておるの言うまでもありません。それぞれの会派が自分たちの信条に基づいて、自分たちの考えに基づいて本法案に対する賛否の見解を明らかにするの、何人たりとも侵すことはできない問題です。それに、政府法案に反対だからといって見せしめ発言が出てくるなどというのは、私は議会制民主主義、各会派の自由に対する重大な侵害だと思つております。政党内政治に対する私は挑戦だと思つてならないのであります。これについてどういふふうにお考えですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 全くそんなことはございませぬ。それは御意見はこれだけ自由に発言されておられますし、それはもう大いにそれぞれ意見を発表なさることは御自由です。

しかし、しかしですよ、こういう国会というのは、みんな同じ自民党の中だつていろいろな意見がありますよ。あるけれども、しかし各人が自分の意見に固執しておつたんで政党内のものではない、実際の、だから、六割意見が通ればまあ満場一致ということをやつておるのではありません。我々はこの国会におきましても自民党の政府原案が絶対もうそれは不可侵であるというふうなことを言つたことは一回もないわけでありまして、最善のものと思ひます。

しかしながら、それについては党派間で決まればそれは尊重しますと総理大臣もおっしゃつておるんですから、それはどんなことをおっしゃることも御自由でございますが、当然これは時間があるわけですからどこかで結論を締めくくらないければならぬ、これは当然のことじゃないですか。だから、永遠に延々と少数意見が満足するまで議論を続けるというふうなことはあり得ないです。

議会政治には。

○喜岡淳君 こういつた発言は従来もあつたと思ひます。例えば政府が重要法案を審査する際には、これまでも国会では会期延長という方法で延長して成立するまで粘り込んでいく、こういう方法もかつてはたの事実でしよう。国会というのは会期が決まつておるから、その間に国民の合意が得られるのか得られないのか決まつていくのではないでしようか。当然この問題も会期は決まつております。だから、急いだといつて見せしめ発言などというのは、私は絶対政党内政治の否定につながる危険なものだと思つて仕方がないわけであります。

さらにお伺いをいたしますが、五月二十三日に外務大臣は、法案を犠牲にしても仕方がないという発言をされた、この会場におつた人のこれは発言ですね。外務大臣は、PKO法案が廃案になつても仕方がないんだ、これは責任ある立場からどうしてこういう発言が出てくるんでしようか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) それは結果論でありまして、だれも法案を犠牲にしてもいいなんということは言つておりません。それはがつつやがちゃになつちやつて解散という事態になつてしまえば、それは仕方がないということじゃないですか。だから、その前に結論を出さなければならぬという意味です。

○喜岡淳君 こういつた所管大臣の責任放棄とも言われるような発言が出ておるようでは、私は非常に問題だらけというふうに思ひます。

言うまでもなく、外務大臣の発言に対しては、私は外務大臣と同時に総理についても御質問をしたいと思ひます。

極めて単純な質問をして恐縮でございますが、解散権というのはどこにあるんでしようか。総理にお尋ねします。

○国務大臣(宮澤喜一君) 総理大臣に属するものと考へております。

発言が、つまり解散の議論が出てくるんでしようか。

しかも、この解散の発言をされておるのは外務大臣お一人ではないですね。五月二十三日、くしくも全く同じ日ですよ。五月二十三日の午後、全日本で一斉に発言されておるわけですね。中曽根元総理は、社会党が抵抗すれば解散だ、五月二十三日午後ですね。綿貫幹事長も五月二十三日の午後、社会党が抵抗すれば解散だ。金丸副総裁も、一斉に社会党批判を展開されております。きょうは大蔵大臣お越しではございせんが、大蔵大臣も解散の可能性は当然あるんだと、こういう発言をPKO絡みでされておる。塩川自治大臣も、この件に絡んで二十三日午後、同じく大阪で発言をされておる。皆さん一斉に発言しておるではないですか。

総理、こういつた問題どういふふうに受けとめておられるんですか。どこに解散権があるんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) この問題につきましては、過般本院の本院議で御質問がありましたときにお答えを申し上げておりますが、重ねて申し上げますならば、衆議院の解散は立法院と行政府の意思が対立する場合、あるいはまた、国政上の重大な局面において特に民意を確かめる必要がある場合に、主権者たる国民に判断を求めめる重大な意味を有するものでありますので、軽々に論じられてはならないものというふうに考へております。

○喜岡淳君 参議院の本院議でも、総理大臣に御答弁いただきました。しかし、こういつた一連の事実を国民の目から見たら、当然これは内閣の中であつたかと思ひます。一致が行われておるのではないかと見ない方が不思議でしよう。だれが見たつて、これだけ一斉に主要な人たちが発言をすれば、ああこれはもう内閣としてもそういう方向なのかと、だれだつてそういうふうに見えるんじゃないですか。

それぞれの国務大臣を任命した責任者としての

総理の責任を問いたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) おのおのが政治家でございます。また、喜岡委員におかれてもそうでございませう。政治家の立場において政治上の判断、あるいは自分の考えを申すことはこれはもう自由でございます。

ただ、これは私が、私だけが決められることでございませう。

○喜岡淳君 総理、この点を一点確認したいと思

います。国会の審議を尊重していくというのが、私はまず何よりも大原則だろうというふうに思います。今、国会で審議をしているときに、総理の任命されたそれぞれの国務大臣が、総理が憲法六十八条に基づいて任命をされた各国務大臣であるその人たちが、全くいろいろなことを発言して、政治家個人として言っていることと悪いことが私は当然あるだろうと思っております。

この重要な問題に当たって、総理大臣の指導性というものは一体どういうふうな受けとめたいいんですか。総理の閣僚に対する指導性という問題を私は聞きたいと思うんです。これは重要な問題です。個人の見解として、何でもかんでも言っていることと悪いことがありますよ。

今、一生懸命国会で審議をしておる問題に対して、反対派については力づくでやるんだとか、あるいは見せしめをやるんだとか、こんな血なまぐさいことを言っているんですか。個人の勝手な発言とは思えませんが、この問題は、個人の勝手な発言だと総理はお考えですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは、政治家といったしましてこういうことについて自分はこう考えるという自由は、これはなければなりません。

○喜岡淳君 今までの御答弁を聞かせていただきまして、やはりこの見せしめ発言というのは、国会における自由な審議、審査、各会派の自由な発言、これに対する重大な政党政治の否定であるというふうには私には受けとめられてならない

いわけであります。

次に、外務大臣にお尋ねをいたします。

いよいよ国連のUNTACは、来月十三日から武装解除に入っていくわけでありませう。非常に重要な武装解除のプロセスが始まっていくわけでありませう。従来から政府は、カンボジアにおいては停戦協定が遵守されておるといふ答弁を繰り返してこられております。現在のカンボジアにおける停戦状況、停戦協定が遵守されておるといふのか。この状況について、外務大臣の御認識を伺いたいと思っております。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 完全無欠に遵守されておるならば、UNTACの必要は余りないんですね。だけれども、一応遵守されておると。お互いのそれぞれの司令官が、署名捺印して下に申し渡してあるという事態ですから、私は遵守されておるといふように見るのが穏当であろうと存じます。

○喜岡淳君 一部報道によりますと、UNTACのヘリコプターが撃墜されたという報道もございました。四月末に私もカンボジアへ行つて各方面に聞いて回ったところでも、そう簡単ではないぞと。プノンベンのある日本人にお聞きをしたところ、ボル・ポト派がそんなに簡単にやめることはないだろうということをおっしゃる十数年向こうで生活しておられる日本人もいらつしやいましたし、現実には毎日そういう戦闘行為も起きておるといふことございました。

そこで、ことしに入ってからカンボジア国内では停戦協定を侵犯するような事件がどの程度起きておるのか。これは外務省の方でわかるでしょう。

○政府委員(丹波實君) カンボジアにおきます停戦の状況につきましては、基本的な認識といたしましてはたまたま外務大臣が申し上げたとおりだと思ひますが、先生も御承知のとおり、問題はコンボントムにおける状況だと思ひます。

この点につきましては、UNTACの活動が本格的に始まりましたのは三月十五日、明石特別代

表がプノンベンに入られて以降でございますが、コンボントムへのUNTACの軍の展開というものがつきましては、その時点では不安定な状況にあったといふことで、UNTACは非常に慎重に、散発的な衝突が起こっている間は展開を差し控えていたといふことでございます。状況がある程度落ち着いたといふ見通しの上に立つて四月一日に先遣隊が十六名入りました。それから四月二日に百五十数名の歩兵部隊が入ったといふことでございます。

先生恐らくお読みだと思いますが、この五月一日付で国連の事務総長報告というものが出ております。その中にもこの状況が記述されております。UNAMICのヘリコプターが攻撃されたことも記述されております。それに合わせて次のような表現がございませう。UNTACが展開した以降、状況は一般的にはクワイエットである、一般的には平穏であるといふのがこの事務総長報告でございます。それ以上散発的な衝突的なものは全く起こっていない、ゼロであるといふことまでは断言するつもりはございませうけれども、基本的な認識としてはコンボントムはまさに一般的にはクワイエットであるといふのが国連の認識でもあります。私たちが承知しているところでもあるといふことでございます。

○喜岡淳君 私の手元にインドネシアで発行されております英字新聞、ジャカルタポストの五月七日付号がございませう。皆さんのお手元にお配りしておりますのでぜひ目を通していただきたいと思います。全部を読みますとあれですので、仮訳をした部分の私の引用したいところだけ読み上げさせていただきます。

ジョン・サンダーソンUNTAC軍司令官は四日、コンボントムに飛び、現地で起きた襲撃事件はUNTACの軍部隊が本年はじめに展開して以来、最悪のバリ協定侵犯事件である、と述べた。

砲撃によって、派遣軍はあやうく銃撃にさらされそうになったが、反撃を許されなかつ

た。

インドネシア派遣軍のあるオフイサーは、「われわれが永続的な平和を求めるならば、停戦協定に違反した者に制裁を加え、処罰する強力な権限をUNTACの平和維持軍部隊に与えられるべきだ」と語った。

このオフイサーによると、「二百七十一人のインドネシア中隊が駐屯するUNTAC地方本部から、わずかに八キロ離れたところで彼らは攻撃を仕掛けていた。攻撃事件は、ほとんどブラサート・サンボ、サンダム両地区に集中して起きている」といふ。

コンボントムの国連本部の警備に当たっているプノンベン政府の警察官は、UNTACのインドネシア派遣軍部隊がクメール・ルージュ軍に反撃することを期待している、と述べた。

国連の報告によれば、この十八日間停戦協定違反が毎日起きている。

一部を引用させていただきましたが、現地のコンボントムを中心とした雰囲気がおわかりだろうといふふうに思ひます。

現地のインドネシア軍というのは、御承知のとおり、UNTACのPKFの中では最強の軍事組織、軍事部隊だと評価をされておりますが、このオフイサー、幹部が、もう辛抱できない、停戦協定に違反する者に対しては制裁を加え、処罰する強力な権限を平和維持部隊に与えてもらいたい、こういうふうな立場でおられる状況が述べられておるわけでありませう。

こういった事実について、外務大臣はどういうふうな御認識を持っておられるんでしょうか。現地の最強の訓練された部隊の幹部さえ、もういら立て、おれたちに反撃する権利を与えてくれ、やつつけさせてくれと言っているわけですから。この問題についてはどういふふうに理解されておりますか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは新聞報道です。から、そのままでのみにすることはできません。しかし、完全に停戦協定が守られていなければこうい

う問題はないわけですから、それが守られないおそれもあるわけで、国連の各部隊が入って、国連の権威と説得によって、極力末端の人たちを説得して平和を確立しようという努力をやっておるんですから、部分的には多少のことはあり得ると思います。

○喜岡淳君 この衝突事件が十八日間も続いているということですが、こういった衝突があつたことでは起きていることになりまして、これが積み重なればなるほど、やはりUNTAACの部隊とゲリラとが衝突する危険性について果たして排除できるのかどうか。従来から多くの人たちが心配してきたように、UNTAACは交戦することになるのではないかと、こういった心配する声が多くなつてきておるといふふうに私は認識をいたしております。UNTAACとカンボジアのゲリラが交戦する可能性について、絶対に排除できるでしょうか。総理及び外務大臣にお尋ねをいたします。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 大体PKO活動というものは、前から言っているように、治安が非常にまだ不安定である、そういうところで治安を確保しようというために各国が協力をして部隊を出しておるわけでございますから、だからこういう問題があつたからといって何ら不思議はないのであります。

一方、これはやっぱり根気強く話し合いをしなから説得をして、だんだん鎮静化させていくという根拠が必要だと考えています。

○国務大臣(宮澤喜一君) とにかく十三年間戦争をしておつたわけでございますから、いろいろなものが残つております。それをみんながとにかくSNICというものをつくって平和を回復し、国をつくらうというのでございますから、それは少しぐらいはいろんなことが途中でむしろあるのが、これが普通かもしれません。

ただそのときに、国連の平和維持部隊は発砲をしてはいけない、発砲すれば交戦当事者になってしまうというのが伝統的な教えでございますか

ら、それだけやっぱり苦勞の大きい仕事をしておる。私は、明石さんあるいはサンダーソン氏等々が良識を持って、この事態に忍耐を持って対処されるに違いないと考えております。

○喜岡淳君 もう一度外務大臣に確認をしておきたいと思ひます。

UNTAACとゲリラが交戦する可能性は絶対ないと言言できるかどうか。ここだけ答弁ください。

○国務大臣(渡辺美智雄君) それはケース・バイ・ケースで見ないと断言はできません。

○喜岡淳君 外務省として、また政府としてもUNTAACがゲリラと交戦する可能性を完全に否定したのではない、こういうふうな受けとめておきたいと思ひます。

それでは続きまして、カンボジア援助の問題についてお尋ねをいたします。

まず最初に、気になつておる問題が一つありますので、これは外務省の方にお尋ねをしたいと思ひます。

かつて湾岸戦争の際に、我が国からサウジアラビアに送り出した救急車十二台が現地の事情にそぐわずに使ひものになつたという事件がございました。私はこの事件について、あのとき以来非常に関心を持ってフォローしてまいりました。少し事情を言いますと、一九九〇年の十一月ですが、湾岸戦争に貢献するという事で日本は約一億円の救急車十二台をサウジアラビアへ急送輸送いたしました。十二台が向こうに着いたのはいいんですが、向こうの車両法規によりまして、左ハンドルのサウジアラビアではこの日本から持つていった右ハンドルの車は走れないんですね。右ハンドルのものを持つていったつてだめだったんです。

もう一つの理由は、向こうは救急車がひっくり返つた場合の車両火災などを心配して、車のエンジンについては救急車の場合にはディーゼルエンジンと、これも法規で決めておるわけですね。日本から持つていったのはガソリン車であつた。した

がつて、この十二両は全然向こうで使ひものにならずにそのまま放置をされていた。

最終的にはもうこの十二台は超法規的に使つておる。そこで、十二台とは別に約束どおり五十台をまた納品した。結局十二台分の一億円は全くの意味をなさなかつたといひますか、むだ遣ひに終わつてしまつた。私はこの事件について非常に関心を持って今でも見詰めております。一回決算委員会では質問しようと思つておりますが、この事件について外務省の方はどういふふうな受けとめておられますか。

○政府委員(川上隆朗君) 先生突然の御質問で、ちよつと担当の局長がおりませんので余り権威を保持して申し上げられませんが、当時の状況というのは非常に緊急な状況であつて、やはり事前のニーズといひますか、これに対する調査が必ずしも十分じゃなかつたという側面があつたのかもしれないと思ひます。

私の担当で申しますと、やはり経済協力の分野一般に迅速性ということとは当然必要でございますが、事前にきちつと調査を行つてからやるということが非常に肝要だということを経験から常に考へておるところでございます。

○喜岡淳君 質問するつもりはなかつたんですが、御答弁をいただいてありがとうございます。どうしてこの問題言ふかといひますと、やはり援助といふことに当たつてはしっかりした準備、援助の理念、援助の立場、こういうことが非常に重要だといふことをこの事件は示しておるだろうといふふうに思ひます。新聞報道ではお粗末といふ見出しがつけられておりました。

さあ問題は、これからカンボジアの援助を考へる際に我が国がどういふふうな臨んでいくのか。私は、援助に当たつては、まず第一に現地の実情に合ふといふこと、二つ目には相手のニーズにこたへるといふこと、こういった問題が必要ではないかと思ひます。さらに相手の自立といふことも考へた援助、これが必要だろうといふふうに思ひますが、政府の皆さんはカンボジア援助に当

たつてどのような基本的な理念で臨もうとされておられるのか、これについてお尋ねしておきます。これは外務大臣の方にお尋ねします。

○政府委員(川上隆朗君) 先生御指摘のとおり、援助に当たりましては相手方のニーズといふものを踏まえて対処するといふことが一番大事だと思います。

カンボジアにつきましては、政府といたしましては、基本的に当面は人道援助を中心とする緊急に必要とされる援助といふものがやはり大事である。ただし、中期的に見ますと、カンボジアのニーズといふのは非常に大きい、多岐にわたつておるといふことで、特に先方は農業、エネルギー、電力でございますが、それからインフラストラクチャー一般、それから人の養成、人材養成でございますけれども、こういう分野に基本的に留意しながら協力を行つていく必要がある。

それから、ここでももう既に議論されておりますけれども、カンボジアの場合にはやはり行政の体制が十分でないといふことがございますので、そういう事情を踏まえまして、従来から我々が言つております要請主義といったような点につきましても、相手方と協議をしながら柔軟に解釈して対処するといふような、そういう意味での迅速性といふものも緊急援助との関係では必要なのではないか。ただし、先ほど申しましたように、やはり全体として援助は的確に行つていくということが必要でございますので、適正援助といふことのために事前の調査といふこともきちつとやつていく必要がある、こういうふうな考へております。

○喜岡淳君 援助に当たつては相手の立場に立つてといふお答えでございましたし、そのとおりだろうといふふうに思ひます。

ここで、きょう清水さんには参考人でお越しをいただきます。清水さんには参考人でお越しをいただきます。清水さんは、カンボジアの難民の皆さんがタイの方でキャンプ生活をされておるところで、二年

半にわたってタイ領内での難民キャンプでボランティア活動をされてきた。非常に困難な状況の中で非常に人道的な精神を発揮されて、日本の貢献という言葉を現地の皆さんに印象づけてきた。私はそういう意味で心から敬意を表したいというふうに思います。

そこで、清水さんにそういった現地で活動されてきた立場からお尋ねをいたしますが、NGOの皆さんは現地の実情を裏道の中まで全部御存じだろうと思います。したがってそういう立場から、我が国政府が、我が国がカンボジアに援助を行う際にどのようなポイントを考慮すべきなのか。その基本的な重要なポイントだと考えておられる問題についてぜひお聞かせいただきたいというふうに思います。

○参考人 清水俊弘君 私どもカンボジアには八二年から活動しているわけですが、カンボジアにおいては、あるいっときの急激な人的損失と、その後十三年間にわたる内戦及び国際機関等からの開発援助の凍結等ありまして、さまざまな意味でゼロからの出発というよりもマイナスイメージの出発というふうになっているわけですが、このポイントには非常に重要だと思っております。まず人材の育成ということが非常に求められていることだと思っております。そして、いろんな援助なんかの供給、資金の投資を含めて、その人材の育成に見合ったペースでの復興協力ということが一番重要なポイントだと思っております。

私どもNGOのこういう協力活動に対する基本的なスタンスとしては、我々に何ができるかという前に、まず現地でのどのようなニーズがあり、それに対して彼らの自助努力を阻害しない程度にその中で我々に協力することがあれば若干の力添えをするということが基本だと思っております。

○喜岡淳君 どうもありがとうございます。カンボジアの状況がゼロからの出発どころではなくてマイナスイメージの出発ということでございましたが、それを聞いて非常によく感じがつきました。

と思っております。それで、私の聞いておる範囲の中で考えておるわけですが、やはり援助に当たった基本理念というのは、現地のニーズ、現地の状況、こういうことが何よりもまず的確につかまなければならないということだったと思っております。

そこで、これも外務大臣にお尋ねいたしますが、現地の状況をきつとつかむためには、やはり現地での拠点といえますか、情報活動、調査活動の拠点が必要だろうというふうに思います。そこで、カンボジアの日本大使館、私、ここへ行ってちょっとびびりしたんですが、日本大使館はカンボジアの人たちがもう全く無縁のところに存在をしておるという印象を最初に持ちました。

日本大使館が入っておりますホテル・カンボジア・アナー、このホテル・カンボジア・アナーというのは私が泊まりましたが、一泊百六十五ドル、税込みで。そこに大使館が入っておりますわけですね。カンボジアの人たちの平均生活といえますと、大使館の説明によりますと八人家族で一月の生活費が七、八十ドルぐらいではないだろうか。百六十五ドルといえますと庶民生活の二カ月ぐらいの生活費だ。日本だって二カ月の生活費で一泊のホテルだともうべらぼうに高いところですから、当然そういうところにはカンボジアの人たちの出入りは一般的にはありません。

そういうホテルの中に日本大使館が、カンボジア日本国大使館と紙にマジックで書いたやつを張りつけておる。これでは日本がカンボジアに存在して貢献しておるというふうには国民には映らないだろうというふうに思います。しかも、この忙しい業務を八人の方でやっておられる。現在のカンボジアの日本大使館が、あれでカンボジアに貢献にとって拠点になり得るのかどうなのか、外務大臣のお考えを聞きたいと思っております。

○国務大臣 渡辺美智雄君 とりあえず仕方がないから、住めるところがなければ大使館も開けませんので、そこでカンボジアのホテルの中に開いたと、これは事実でございます。しかし、いつま

でもそこにはいたのでは今言ったような不便なこともございまして、なるべく早く物色をして別なところに引っ越し、移転をするとか、そういうことをするように目下努力をしておる最中でございます。

人も足りないといえれば足りない。アメリカ並みぐらいのところでしょう。フランスは旧宗主国といふこともあって二十二名とっておりますが、日本がやはり中心的に今後の復興その他についてもやっていかなければならぬということを考えると、臨時的であってももつとふやして、周りから少しもぎ取る、もぎ取る言ったらまたつかまっちゃうかもしれないが、人員を派遣してもらって充実をさせていきたいと考えております。

○喜岡淳君 大使館の職員の方もホテルの中に仮住まいをして、そのホテルの同じフロアにまた大使館事務所が仮住まいをしておる。ですから、仕事と生活がもう全く入り混じって、一日じゅうが仕事である。もちろんカンボジアの事情が事情ですから、仕事は仕事、プライベートな生活はプライベートな生活と簡単に割り切れることは不可能でしょうが、事務所の中で遅くなったらやはりその中で寝てしまつて、朝は知らないうちに早く目が上ってくるから、明るくなつたら目が覚めて、仕方なくまた仕事を自動的にしてしまふ。こんな状況が続きますと、やはり人道的支援をするということも絵そらごとになっていくわけですね。

現地の大使館自身の人道的なことができずして、人権配慮ができずして、果たして人道的な支援というものが成り立つのかどうか。私はそういう意味からもやはり必要人員の確保、こういうことについては外務大臣は積極的にやっていくべきだと思います。

それで、もう一つの問題がありますが、今大臣おっしゃったように新しい物件を物色されておる。物色と言つて言葉は悪いですが、新しい大使館の事務所を探しておられる。私も新しい予定の建物を見させていただきました。この黄色い建物が

そうですが、(資料を示す)しかしこれを見たところそんなに広くはない。大きくはない。やはり電話だつてきちんと急いだときにかけたところへかけられるような通信システム、あるいは水が悪いから飲料水をきつと自給できるような設備、さらには発電装置、エアコン、こういったさまざまなことが必要だろうと思っております。新しい建物にさえ移ればいいということでは私はないだろうと思っております。現地での大使館機能が発揮できるように必要な設備、人員、これの配置をすべきだと思っております。

聞けば、近々これがオープン予定だといふうにも聞いておるんですが、また情報によれば、いやいや完成時期のめどが立っていないとも聞いております。一体どつちでしょう。

○政府委員(谷野作太郎君) お答え申し上げます。

先生から現地の大使館のこと、建物のことにつきましていろいろ御心配いただきました。どうもありがとうございます。先ほど大臣も申し上げましたように、好きこのんで高い料金を払ってホテルにおるわけございませんので、その点はぜひ御理解いただきたいと思っております。

そこで、お尋ねのいつという段取りで移るかということでございますけれども、ただいまの明示の場所にホテルから早急に移らなければならぬと思っております。事務所の問題が一つ、それからもう一つは今川大使の公邸でございますけれども、これもしかるべきところを借り上げ得れば、そこでやはり外交活動がより活発にできるわけでございます。

そこで、事務所の移転、公邸の移転でございますけれども、物件は一応見つかりました。そこを懸命に今整備中でございまして、事務所の方から申し上げますと、これもただいま話がありました発電機の問題、給水施設の問題、これを今懸命に整備中でございます。それから警備の問題もございまして、この点も措置を講ずることをしております。近々、事務所の方は部分的に、全部一緒に

オープンできればいいんですけども、とりあえず部分的にでも事務所開きを近々することになろうかと思ひます。他方、公邸の方は若干おくれまして、しかしながらこれも十月ごろには今川大使が夫人とともにそちらの方に入居が可能になるかと思ひております。

それから八名では少な過ぎるというお話もございました。私もそう思ひております。これから援助も活発に始まりますし、UNTAACへの人を通ずる協力ということも始まりますのでより多くの人員が必要だと思ひますので、引き続きそういう方向で努力したいと思ひます。

○喜岡淳君 大蔵省にお尋ねをしておきたいと思ひますが、人員、装備、必要な予算はやはり当然つけるべきだと思ひますが、その点はどのようにしようか。

○政府委員(田波耕治君) 私ども財政当局といったとしても、外交を円滑にやていく、あるいは現在のカンボジアのように大変な困難の中で外交をされておられる方々への配慮というのは非常に大事なことであり、考へております。現地のいろいろな状況、進捗度合い等を勘案しながら、外務省とよく御相談をして円滑に対処をしてまいりたいと思ひております。

○喜岡淳君 それでは続きまして、カンボジア支援の非常に重要な関係を持っておりますUNTAACの財政について外務大臣にお尋ねしたいと思ひます。

一九九二年、ことしの四月から十月までのUNTAACの予算、四月から十月まで当初予算案では、原案七億六千四百万ドルだった。しかし、これが二〇%削減されて六億六千六百万ドルになったという報道がございます。しかも、二〇%削減された上に、ただでさえ国連の財政は大きな滞納金を抱えておるという状況でございます。PKOの特別予算八億ドルのうち滞納が六億六千五百万ドル、この六億七千万ドル近いPKO予算の滞納の中でアメリカとロシアが五億ドル以上滞納しておるわけですね。こういった国連の財政事情を考

えた場合に、UNTAACの本年十月までの予算もさらに二〇%削減された。削減に当たっては、要員の到着がおくれたから人件費が軽くなったんだとかいろいろ言われておりますが、いずれにせよ、このUNTAACの予算が厳しいというのは衆目の一致するところでありました。

そうなりますと、このUNTAACの予算を本当にきちんと集めることができるのか、そのあたりについて外務省として外務大臣、どういうふうなUNTAACの予算についての見通しを持っておられますか。

○政府委員(丹波實君) お答え申し上げます。

基本的な数字は先生がおっしゃったとおりでございます。先週、先週の日、国連総会でもとりあえず十月の末までのUNTAACの予算というものが決定を見たわけです。十八カ月全部の予算が決定を見なかったのは、全体の手当てについてまだどうしても整理がつかないということ、他方、時間がかかるとなつてきているということ、とりあえず十月三十一日までの経費ということ、九の数字で総額八億ドル認められた。この中には立ち上がり経費の二億ドルも入っております。

この二億ドル、まず立ち上がり経費の二億ドルにつきまして、最近の状況で私たちが把握しておりますのは、今日までのところ約七割が払い込まれておる、一億四千万ドルが集まった。したがって、六千万ドルがまだ未払いの状況にあるということでございます。

先般、さらに追加的に決定された、先生が今言及された六億ドルにつきましては、これから加盟各国にPKO分担率に従つてその分担金として割り当てられていくわけですが、日本も迅速に支払いを行いたいと思ひます。アメリカもこの二億ドルの立ち上がり経費の分の三〇%、六千万ドル強につきましては既に支払いを見ております。私たちは、この六億ドル分についてもアメリカがその三割強、一億八千万ドルになりますか、やはり迅速に支払いをしてもらいたいということでもアメリカ

力には働きかけをしていきたい。しかし、その前に日本が支払ふ必要があると思ひますが、その他大口支払い国につきましても、我が国が支払つた後にやはりいろいろな機会を通じて働きかけをしていきたいというふうな考へておる次第でございます。

○喜岡淳君 そこで、具体的にお答えをいただきたいんですが、この六億六千万ドルがきちんと期間内に集まるのかどうか、その見通しはどうですか、集まりますか。

○政府委員(丹波實君) 先生の御質問の、期間内という意味が十月の末までということであらうかと思ひますが、その時点まで一〇〇%集まるかと言われれば、従来の例にかながみれば恐らくそうはならないんじゃないかというふうな思ひます。

○喜岡淳君 このUNTAACの予算は、アメリカ、ロシアの現実を見てもなかなか難しいだろうというふうな悲観論が強まっております。それはもう報道のとおりだろうと思ひます。

さらに、UNTAACの総予算、来年七月までの十七億二千万ドル、見積もりを出しておりますが、これは今なお国連総会で承認されていません。UNTAACは非常に財政問題が緊急の課題として浮かび上がってきたというふうな思ひます。

そこで、いよいよ来月六月には東京で復興国際会議が開催されるわけでありまして、この復興国際会議、援助会議には我が国政府としてどのような姿勢で臨んでいかれるのか。特に外務大臣、これは非常に重要な問題でございます。去る四月に私たちがカンボジアを訪れた際、UNTAACのサドリ副代表、ナンバツのサドリさんが私たちにこういうことを言いました。六月の東京会議では、世界が日本の財政的リーダーシップを期待している、このことを非常に強く強調されておたわけでございます。

この問題について、六月の東京会議にどういう態度でこの財政問題を中心に臨んでいかれるのか。外務大臣の御決意のほどはもう既に固まっております。

おるだろうと思ひます、来月のことですから。お聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) まず、UNTAACから具体的な、もつと具体性のある実情についての話や要望を聞いた上で、各国がどういふような支援をしていくか相談をするということが主たる目的です。もちろん、日本が提唱して東京でやるわけでございますから、できるだけ財政当局の御理解、御協力を得てやはりリーダーシップをとれるような程度のことはせねばならぬと考へております。

○喜岡淳君 それでは、この東京会議に関連して、清水参考人に御意見を聞かせてもらいたいと思ひます。

かねがねNGOの皆さん方は、この六月会議で正式な参加者として参加させてもらいたいという強い要望が出てきておりますが、この点について御意見を聞かせていただきたいと思ひます。

○参考人(清水俊弘君) この会議に関しては私も非常に強い関心を持っております。先ほども申しましたように、カンボジアの国際機関等からの開発援助、開発復興援助が凍結されていた時代から、カンボジアの人たちとNGOとの協力によるカンボジア復興の基礎固めというのが行われてきたと思ひます。この間がかわつてきたNGO、現在では六十団体を超え、人間的にも四百人以上に達しているわけですが、そのNGO全体がこの会議に、今までNGOをやつてきた経験ないしこれからの展望をぜひ発言できるチャンネルがいただければというふうな考へております。

○喜岡淳君 ぜひ、外務省の皆さんにはそういう方向で、NGOの皆さんも正式のメンバーとして正式参加の方向で御尽力いただきますように、強くお願いをしておきたいと思ひます。やはり、議決権もなくオブザーバーというところで参加して、なかなか発言の機会、決定権というものはない。カンボジア復興も、御存じのとおりオフィシャルなものとNGOがやるものと、それがうまく絡み合つて進んでいくわけですから、ぜ

ひ N G O の参加を正式に決定いただけるように御尽力を賜りたいと思います。

その点について、外務省の方はどうですか。

○政府委員(谷野作太郎君) 本委員会ではたびたび御答弁申し上げておりますように、カンボジアの復興を考えます場合に N G O の役割は非常に大きいものがあるかと思ひます。

そこで、何らかの形で御参加いただく方向で今協議中でございますが、他方、この会議主体は政府間の閣僚会議ということでございますので、一応先般の準備会議ではオブザーバーという形で呼ばれてはどうかというところが関係国のコンセンサスでございます。しかしながら、オブザーバーと申ししても御発言の機会は十分になさっていただいて、御発言をいただいて、そういつた御意見を賜りながら私どもの参考にもさせていただきますということでございます。

○喜岡淳君 大臣には重ねてお願いをしておきたいと思ひますが、やはり開催国として積極的に N G O の正式参加ができるように、残された時間、御努力いただきますようお願いしておきます。

それから、もう一つ清水参事人にお伺ひしたいんですが、現地では皆さん当然普通の生活をされておられると思うんですが、鉄砲とかそんなものは持たずに生活されておられますよね。それから、食事とか水とかそういう生活もやっておられると思うんですが、毎日の生活はどうですか。どういう状況ですか。

○参事人(清水俊弘君) 私どもも日本国際ボランティアセンターに関して申し上げさせていただきますと思ひますが、私どもは現在ブノンペンとそれからバタンバンとの二カ所に事務所がありまして、合わせて十人の常駐職員がいますが、私どもの基本的なカンボジアとかかわり方としては、そのカンボジアの文化、生活様式そのものが好きでいいと思います。そのものに敬意を表し、彼らの生きざまに共鳴する中でカンボジアとかかわりをしていくわけでありまして、その中でもやっぱり

り大切なことは彼らとのコミュニケーションというところが出てくると思ひます。

そういう意味において、私どもはもちろんカンボジアの食生活そのものを楽しま、また水も、多少もちろん我々の日本での生活から比べれば不便な点もあるかもしれないですが、逆にそれを楽しみながらみんなおもしろく思ひますか、暮らしている状態でありまして。

○喜岡淳君 カンボジアを尊敬する、そういう意味ではやはり危険を感じないというか、非常に向こうの方を尊敬して、信頼関係ということが前提であると今受けとめさせていただきまして、どうもきょうはお忙しいところをありがとうございます。

それから、時間の都合がございますので、次にカンボジアの復興の問題でお尋ねをしたいというふうに思ひます。

四月の三十日に私たちがカンボジアのチア・シム議長とお会いをした際に、議長の方からは四つの要望をされました。一つは、道路、橋、港、空港、この建設問題、二つ目にはカンボジアの電力の問題、三つ目には米を中心とした農業の増産問題、四つ目にはアンコールワットの観光開発を中心とした復興援助、この四点についての要請がございました。

そこで、外務省を中心にさまざまな調査団が今派遣されておられると思ひますが、そういったカンボジア復興援助の総合的な立場にある外務省の今後の調査状況とか今後の計画とかについてお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(川上隆朗君) お答え申し上げます。先ほどもちよつと申し上げましたけれども、カンボジアに対しては基本的には人道援助、緊急援助といふものを中心として当面やっています。中期的には今御指摘のような農業、電力、インフラ、人材育成といったような分野に焦点を当てていくというのが基本的な考え方でございます。我が国といたしましては、とりあえず、既に御案内

のとおり三月から五月にかけては、御指摘の分野、農業、医療それから通称日本橋、チュルイ・チョンパー橋でございますが、それから電力、さらには青年海外協力隊の派遣に関する調査といったような五つの調査を既に行っております。

農業分野につきましては、カンボジア農業の生産性が非常に低い、それから農家が貧困であるといったような基本的な問題があるわけでございまして、農業インフラの整備ということを中心に、専門家の派遣、研修員の受け入れを通じて人材の育成、農業技術の普及といったようなことがどうして必要なのではないかというふうに考えておる次第でございます。

医療分野につきましては、先般もちよつと御説明させていただく機会がございましたけれども、とりあえずカンボジア側からは結核対策、人材養成、これは医師、看護婦等の養成でございますが、病院運営の管理といった分野につきまして技術協力の要請が出ておりました。現在我々の部内で検討、さらには先方と協議中というふうな状況でございます。

青年海外協力隊の派遣につきましては、現在調査の結果に基づきまして緊急に何人かの協力隊を派遣するというところで、今後のリクルートにもありますが、できれば年末にはさらに多数の各方面での協力隊を派遣するというふうな計画でございます。

電力分野につきましては、非常に深刻な電力不足がある。特にカンボジアの電力は今ディーゼル発電に依拠しているようでございます。火力発電もあるようでございますが、こういうことで、中長期的には水力発電ということに目がいく必要があると思ひますけれども、とりあえず今十分稼働していないディーゼル発電等についての手当てを何らかの形でやらなきゃいかぬのじゃないかなというふうに考えて、鋭意検討しているところでございます。

橋につきましては、既に何回もここで御説明する機会がございましたが、単なる橋の修復のみならず、国会でも御指摘のある国道六 A 号線といったようなものをも計画の中に入れてながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○喜岡淳君 それでは具体的に通産大臣、運輸大臣、郵政大臣、それぞれのやりとりにつきましては、今から関連して田先生の方から質問をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長(下条進一郎君) 田英夫君から関連質疑の申し出がありますので、これを許します。田英夫君。

○田英夫君 今の喜岡委員の質問に対する関連の分をちよつとしばらく横に置かせていただくと、もう少し関係の大臣はお許しをいただきたいと思ひます。

最初に、日本政府のカンボジア政策という基本的なところを総理、外務大臣に伺いたいと思ひます。

といいますのは、日本政府の過去のカンボジア政策というものは、いわゆる三派連合政権を承認していた。つまり、シアヌーク、ソン・サン、そしてキュー・サムファンという、指導者の名前で言えばその三派の連合政権を承認して、現在のフン・セン首相に代表されるブノンペン政権は承認をしていなかった。これは一体なぜかということ。なぜ相対立していた三派対一派ということの中で三派を承認して外交的なつき合いをしてきたのか、この理由をまず伺いたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 御承知のとおり、三派はカンボジアを代表する政府の扱いで国連に加盟をして認められておった。その背景というのは、やはりベトナムがカンボジアに出兵をして三派を追い出した、そういうことで、そのベトナムの力をかりてフン・サン政権がカンボジアを運営している、こういう背景があったものと存じます。

もう一つは、やはりこのベトナムについて、もちろんアメリカとの関係は戦争をやって平和回復していないという不正常な関係にございまして、また、タイ、マレーシア、シンガポールを初め東

南の諸国が非常に警戒心を持っておった、こういうようないろいろな事情があったものと考えております。

○田英夫君 外務大臣の言われたとおりだと思ひます。

そういう中で、現在はどういうことになるか。

これは当然、SNCができて、四派の間に和平がパリ協定によって成立をしたという上に立てば、日本政府の相手はSNCになる。これがやがて選挙を経て政権という形に確立すれば、その政権との正式の交渉という関係になる、こういうことになってくるだろうと思ふんです。

そこで、先日、たしか谷畑委員の質問に対して、外務大臣が最近のカンボジアの歴史を述べられました。ただ、あれをお聞きして、非常に重要な部分がないか、抜けてはいなかったかもしませんが、強調されていなかったと思ひます。カンボジアのことを考えるときに、近代史といひますか、非常に重要な部分が二つあると思ひます。

それは、戦後フランスからの独立を果たして、これはシアヌークさんが大変苦勞をされたわけですが、シアヌーク政権がカンボジアに誕生をしていたときに、例のロン・ノルのクーデターというものが起きています。その理由は、アメリカがロン・ノルの後押しをして、CIAなどを使ってクーデターをやったと言われております。そのアメリカの言ひ分は、シアヌークさんが、当時の東西対立、冷戦構造の中でシアヌークさんなりこの小国、生まれたばかりの小国というか、歴史はありますが新しい政権になった、その生き抜く道としてソ連、中国、こうした社会主義陣営との密接な関係をつくっていった。いまだに北朝鮮ともシアヌークさんは非常に密接であります。そういう東西対立のさなかのシアヌークさんの姿勢に対してアメリカは快く思わなかったと思ひます。

そういう中で起こったのがロン・ノルのクーデターでしょう。あれがもしなければ、まあ歴史

上、「たら」とか「ければ」という仮定はいけませんけれども、しかしシアヌーク政権があのまま続いていたならば、カンボジアはあのような内戦にもならなかったかもしれないと思ひます。そういう中で、このロン・ノルのクーデターというのは、アメリカが背後にいたということはどうも通説であります。アメリカの失敗だったと言わざるを得ないと思ふ。余りにも過剰にイデオロギーのことを考え過ぎたんじゃないでしょうか。

そして、次の大きなカンボジアの悲劇の始まりは、言うまでもなくベトナムのカンボジア侵攻であります。これは私も大変驚きました。私ごとですが、実は私はベトナムとの深いかかわりがありましたので、日本ベトナム友好議員連盟をつくらうじゃないかと呼びかけて、櫻内さんに会長になっていただいた。今もそのままで。私は、ベトナムが侵攻したことに怒りを感じて、この議論を、実は事務局長をやっていたんですが、飛び出しました。以来、まだ入っておりません。

私は、ベトナムのあのカンボジア侵攻というのは、理由はどうあれ明らかに侵略的行為であると言わざるを得ない。したがって、クメール・ルージュのキュー・サムファン氏は私に、多くの人はカンボジアの内戦と言っているけれども、これは内戦ではない、ベトナムの侵攻に対する愛国的な戦いなんだ、そしてブノンペン政権はそのベトナムの侵略者によってつくられたからい政権である、こういうことを強く言っておりま

す。

歴史上、この二つのことをないがしろにしてカンボジアは語れない、このことを私はあえてこの際申し上げておきたいと思ふんです。

現在のSNCは、言うまでもなく十二人の代表がいて、そのうちの六人はブノンペン政権、そして残る六人をいわゆる三派が二人ずつ分けているということですから、力関係からいって、実はブノンペン政権が大きい力を持っているということば、あるいは日本側から見れば、やはり我々の相

手は、これはSNCでなければならぬ、四派平等につき合わなければならぬと考えるべきじゃないでしょうか。外務大臣、いかがですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 我々はSNC、つまり各派代表でつくられておる暫定政権、それを相手にしておるわけでありま

す。

○田英夫君 そういう中で、最近、フン・セン・ブノンペン政権首相が来日をされたときの報道を、まあ見出しは短くしますから、見ておりました。カンボジアのフン・セン首相というのもありました。カンボジア・ブノンペン政権のフン・セン首相というのが大部分でありました。しかし、余り事情を知らない多くの方々は、カンボジアの首相はフン・センさんだと、こう思つても仕方がなかつたんじゃないかと思ふ。この辺のところを私は非常に不満に思つております。

そのフン・センさんにも四月末、連休中に行つて会いました。私はこの四派の指導者とこれで全部会つたことになるのでありますが、この最近の、他党のことを申し上げるわけではなくて一般的な論として申し上げるんですが、ブノンペンに行つて、そして、ああこれがカンボジアだなどというふうには思われるのではないかと、思つておられるのではないかと思ふ節があります。もちろん、今川大使初め外務省の方々は各地も歩いておられますし、カンボジア語も達者な人たちがそろつていてということ、政府の出先である大使館はそういうことではないと思ひますが、一般的にブノンペンを見て、象の鼻をなでて、カンボジアは細長いものだと思つてはいけな

いんじゃないかなど。

農民の住んでいる農村地帯、それは大部分が実は三派の支配地域ということになるわけでありまして、もうかれこれ七、八年前ですが、私が訪れた北西部のカンボジアは、千人の村の人口の中でおよそ三百人がマラリアにかかつていて、そういう状態でありました。

この間参りましたときに、大使館の篠原参事官、この人はカンボジア語が恐らく外務省の中でも一番うまいんじゃないでしょうか。カンボジアのこのためなら命をかけてもいいと、大変なカンボジア通であります。その篠原さんに、二人で食事をしながら、あなたから見るとカンボジアの国民の立場から一番必要なことは何ですか、ずばり一つだけ言つてくれと言つたら、彼が挙げたのは衛生ですと、こう言いました。皆さんは医療とおっしゃるかもしれませんが、私は衛生だと思ひます。衛生という言ひ方は大変私は考えられたなと思ひます。それは医療も含むでしょうし、水のこと、食事のこと、病気のこと、そういうことを一番今大事に思ふという、これは大変私はなるほどと思ひました。

ここで、清水参考人に、いきなりですが伺いたいんですが、カンボジアにおかれて、さつき、楽しみながらと言われたところが実に私は若い皆さんうれしかったんですが、そういう中において、今の篠原さんの衛生という言ひ方、それと同じような質問をしたと思ふんですが、清水さんから見て、今のカンボジアの国民の立場からすると、例えば日本などにしてほしいという意味を込めて、何が一番必要ですか。

○参考人(清水俊弘君) 非常に難しい質問だと思ふんですが、私どももスタンスから考えて、日本から考えてというのはいくつとばかり難しい感じがするんです。向こうの人たち、カンボジアの人たちにとつてまさにもちろん衛生のこと必要でしょうし、その彼らの住んでいる地域地域での生活そのものが安定していくような、ちよつと抽象的な言ひ方しかできないんですが、これも、これだけというふうに限らず、かなり複合

的になつてくると思うんです。水にしても、ただきれいな水というよりも、より手近なところで水が供給できるようなことですか、さまざまな意味があると思うんです。

済みません、何かまともに答えられないんです。まさに彼らの農村地域での生活そのものが安定できるような形で協力ができれば、だから、それに関しては何も構えてやる必要もないことなのかもしれないですが。

○田英夫君 ありがとうございます。

そういうような意味を込めて、わざわざお忙しい中を御出席いただいた関係大臣に御質問をしたいと思いますけれども、先ほど喜岡委員も言いましたように、私もチャ・シム議長、これもまたブノンペン政権の国会議長ですけれども、チャ・シムさんに会って、かなり私は長時間懇談をしました。何か批評をする人によると、カンボジア・ブノンペン政権の金丸さんのような人だという批評をしたジャーナリストがおりますが、農村に非常に大きな力を持つて理解がある。大変人気というのですが、チャ・シムさんは、自衛隊の派遣とかそういうことは一切私には言いませんでした。フン・セン首相はしきりにそのことを言いました。論争になりましたけれども、チャ・シムさんが言ったのは、さつきも喜岡委員が申し上げたように、日本に対してやってほしいことというのをこう挙げて言ったわけなんです。

順次各大臣にお聞きしたいんですけれども、まず第一に鉄道、今これは本当に寸断をされているという状態で、レールもろくにつながっていないところと大部分。コンボンソムという港がありまして、ここがカンボジアにとつての玄関口ですが、ようやくそことブノンペンの間に、これも週一、二便というんですから推して知るべしです。それからもう一つの玄関口はタイにつながるんですが、これはまだ全くつながっていませんけれども、そのカンボジア側のところまで、これも週一便辛うじて走っていて、先日タイにいる難

民が難民列車という形で、この列車で三百キロを十三時間かかって帰ってきたという、そういうことを聞いております。

そういうことで、チャ・シムさんはそういう言い方しかされませんでした。後でつけ加えて言った人が、例えば日本のJRのよう使い古したものでいいんですが、機関車とか客車とか貨車とかいうものを払い下げていただけないだろうか、軌道の幅が違いますが、それは自分たちの方で修正いたしますと、こういうことを、これはやや難談的ですが、話しておりました。

運輸大臣、こういうことが今言われておりますけれども、例えば今の状況の中で、どこからお金が出て、あるいは将来どうか、そういうことまでは到底私は今の状況で言えるものではないということは十分理解しておりますが、可能でしょうか、こういうことは。

○國務大臣(奥田敬和君) 先生が四月末カンボジアを御訪問なさって、その結果報告をいただいた、日ごろから本場にカンボジア友好協会の理事長さんとして御活躍なさっているのに敬意を表しております。私も、閣僚の今立場ですけれども、カンボジアの平和復興にかけは友好協会の会長を務めさせていただいておる立場です。先生とは車の両輪になって、側面応援隊として頑張らなきゃいかぬということを常々思っています。

今御指摘の鉄道の件でございますけれども、先生の御質問の中にもはっきり明示されておられますように、狭軌でやっていることは一緒なんですけれども、レール幅が千ミリ、ちよつと向こうの方が狭いんです、こちらの方が千六百七というところで、改造すればいいじゃないかということでございます。改造すればいいじゃないかということでございます。多少手を入れたり、ブレーキや連結器等々考えていきますと、JRにも問い合わせましたが、中古はもちろんありますけれども、これを向こうで使えるように改造して直すときには新品とそうほとんど変わらぬというようなこともございまして。

ですから、もし政府間で政府がそういう形で、輸送が一番大事だということは確かにそうです、ブノンペン・コンボンソムですか、あそここの港までの間の二百六十キロくらいを早く結んで、一日に何便か行けなや平和復興できないわけですから、そういう意味において、何か二百両ほど持つておるといふんですけれどももう全然使えない物にならぬようでございますし、機関車も薪をたいて走っているような状況であるということも知っておりますけれども、そういうことで政府が援助をするという方針が決まれば、別に中古改造じゃなくても堂々と立派な形で援助すべきじゃないかと私は思います。その際、運輸省としては技術的にもいろいろな面で全面的に応援をしてお手伝いできると思っています。

○田英夫君 後でまとめてそういういわゆる復興援助といふものをどういふふうにしたらいのかということも議論したいと思ひます。

次に、実はチャ・シムさんが本場に一番力を入れて言ったのは電力なんです。この電気が、一応とにかく国会議長という人と話しているときでも、こういうふうに明るくなったり暗くなったりしているんですね。それはどこへ行ってもそうです。そのくらいもう電力が明らかに不平常であるということですから、本場にまず一番先にとつたのは無理もない。

通産大臣に同じようなことの立場からお聞きするわけですが、私も東京電力など友人がおりますから聞きましたら、もちろん技術的には可能だけれども、それは政府の方針が出なければ我々としては何ともしようがない、こういう立場でしょう。そこで、今の運輸大臣にお聞きしたと同じことなんです、これもすぐに右から左にということとはなかなか難しいでしょうから、本場に日本政府としてカンボジア復興を支援するというならまず電力だという意味を込めてお尋ねしたいんですが、可能性としてどうでしょうか。

○國務大臣(渡部恒三君) カンボジアの電力不足、田先生から今御指摘がありました、私も聞

いてみましたが、あの国の電力出力量が三万キロだといふんです。我が国とこれは比較するのは無理ですけれども、我が国と比較すれば三万人分の出力量しかこれはないということですから、今お話がありました、まさに深刻であろうということとは推察するに余りありません。

このために、通産省としてカンボジアの復興等のための電力分野への緊急な対応が極めて重要であるということを確認し、今月の九日から十七日まで通産省の職員、電力専門家を含む国際協力事業団調査団を派遣し、カンボジアの電力事情、また我が国に期待される協力案件等についての調査を行つてまいりましたところでございます。したがって、今後政府の方針が定まり、またあの国の政局の安定とかいろいろの問題はあると思ひますけれども、そういう中で、今先生御指摘の問題等をも含めてこれらに対する協力のあり方について検討してまいりたいと思ひます。

○田英夫君 もう一つは電話であります。郵政大臣においでいただきましたが、一番驚きましたのはブノンペン空港に電話がないという。これは外務省の大使館の皆さん、大変苦労しておられる。例えば私が行つているときに建設大臣が来られて、この飛行機は定時に来ましたがいいんです、飛ばせばバンコクから来る飛行機はよくある。すると、到着するVIPがおくれますというその連絡すら大使館の迎えに行つた人と大使館本体との間でできない、こういう事態。これはもう象徴的なことで、いかに通信がひどいかということがおわかりいただけると思ひます。

いわんや第二の都会であるバタンバンとか、玄関口であるコンボンソムというところとの地方都市との連絡はもう本場にひどいことだ。それでいて、なぜかホテルから東京へ直通の電話がかかるんですね、〇〇八一で。こういう状況にあるわけでありまして、今両大臣にお聞きしたと同じような意味で、郵政省としてこれに対する復興援助の可能性についてお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺秀央君) お答え申し上げます。先日先生から実態をお聞きいたしました。あるいはまた私も郵政省としてことしの二月に、運輸通信省の郵便・電気通信総局長、ネット・チャンネルという方だそうですが、以下五人の方を実は郵政省にお招きをいたしまして、実態の把握あるいはまたいろいろの御要望、あるいはまた意見の交換、そして郵政省の持つておりますノウハウを話し合っていました。

今日でも積み重ねてはきておるようでありまして、けれども、先生が先日お見えになられてのお話のとおり、カンボジアの復興に当たっては、もちろん今まで各大臣からお話ございましたとおりの各分野においての援助も大切だと思ひますが、何と云つてもやはり通信、情報、的確に正確にそして聞断なく伝わっていくということ、民心の安定やあるいは情報を把握し、そして国民の皆さん同士の意見交換が広く行われているということは大切なことだと思ひます。

私もいたしまして、先生からお話を承つて、直接おいでをいたしたのであるけれども、現地の早急な調査をしないことにはどういふ分野からということになりませんので、現地の方に行かせるという調査をし、行くに当たつても外務省、政府内部で縦割りだと言われないように十分意思の疎通を図りながら、あるいはN.T.T等の技術あるいはまたノウハウもございまして、郵政省に關連する機関とも十分連携をとりまして早速に調査団をと、実は今検討中であるという御答弁をきようさせていただきますと思ひます。

○田英夫君 どうも三大臣、ありがとうございます。

象徴的な三つのことを取り上げさせていただきますが、チア・シムさんはそれ以外に農業技術ということも重要な部分だとして取り上げております。言うまでもなくカンボジアは米どころであつたわけですから、今は全く荒廢をしてし

まっています。この点についても農水省を中心にして援助をしていただきたいと思ひます。

さて、そうした復興援助ということをする場合、これは最後の統括は総理大臣でしようけれども、現実的には外務大臣が中心にカンボジアという外国のことですからおやりになると思ひますが、例えばUNTAACという、今カンボジアの和平のためのまさにピースキーピング、ピースビルディングと言つてもいい、そういうことをやっているその状態の中で、さつき喜岡委員も言いましたように、財政的に極めて困難に直面しているUNTAACがやれるのは、私は実はきょうの中で一つだけ外した道路なんです。

道路は緊急の部分だけUNTAACがやっています。それで、中国から工兵隊が行つたというの、実はこれは全く道路建設のために行つたわけでありまして、これはUNTAACの中でできるでしょうが、今のようない問題はUNTAACという状況の中でできるものなかなかなないのであります。ここが官憲の御決断の、あるいは渡辺外務大臣の具体的な御決断のところじゃないかと思ひます。

中長期的なことはODAという、そういうやり方が当然出てくるだろうと思ひますが、緊急なんです、今の電話とか電力とか鉄道とかいうことは極めてことしじゅうにも手をつけてほしいという緊急の問題であります。こういうことに対して何か方法をお考えになつていらっしゃるのか。相手はまだ正式の政権とも言えない状態ですから極めて異例のことになる、ならざるを得ないと思ひますが、しかしS.N.C.と話し合つていく中で、そうした緊急援助、復興援助というものに日本がお金だけじゃなく技術、人間、そうしたもので含めて援助をしていくということ、その具体的な方法というのを考えられているかどうかということをお願いいたします。

○国務大臣(渡辺美智雄君) まず、S.N.C.が法律上の政府ということになつておられるけれども、現実には支配地域というものが人によつてみな違つ

わけです、言つていふところが、田先生の話だと、今のプノンペン政府はプノンペン周辺とおつしやいました。私はそう思ひません。大体、現実的には八割ないしそれ以上の地域を押さえているのではないかと。したがつて、シアヌークさんの方と両方合わせればその程度の私は実効支配をしていらっしゃる。その実効支配している中に時々あらわれて、ボル・ポト派のゲリラ活動あるいはその他の派のゲリラ活動というものがあつたということも事実でございます。

したがつて、それは皆集まつてS.N.C.で話を決めて、どういふことをやるかということでも下におりますとすれば、やはり自分の実効支配をしている県なり市町村におろす以外にないわけですから、だからいみじくも今お話があるように、ジャソン・サン派のだれと話をしどこにどういふ援助をやるんだ、ボル・ポト派のだれと話をしどこにどういふ援助をやるんだといったつて、それは答えは出てこないんですよ。

ですから、やはり現実には、国連の指導によつて暫定機構がそれぞれの地域の中で私はそういうような援助の仕事をしていく以外には実際できないんじゃないか。そのためには、一刻も早くその治安の確立、これがなければ、幾ら言つてもそれは下まで仕事はおりていかない。だから、治安の確立が最優先課題だと私は考えております。

○田英夫君 カンボジアの現実を知らんになるとおわかりになると思ひますが、今のお答えでは私は大変不満であります。カンボジアに対して、アジアの経済的に豊かな国であると言われる日本として本心にのこつた援助をしようというならば、今のようないふことはなつてこないはずであります。

治安ということ、もちろんこれは大切ですが、これも、この問題は後で触れたいと思ひますが、二国間のつまり相手が、今おっしゃるとおり、私も申し上げましたが、S.N.C.という形です。これはしかし、少なくとも機能し始めている、これは事実であります。いわゆるクメール・ルージュの中

に一部強硬な人たちがいるということも事実であります。今、治安が乱れているということはその部分であります。ですから、今川大使ともじつくり話し合ひましたが、今川大使は逆に大変樂觀的です。こういうところもぜひ連絡をとり、現実を直視していただいて、緊急援助ということをして、政府の課題にしたいだきたい。これはお答えをいただこうと思ひません。ひとつ宿題にしたいだきたいということを総理にお願いをしておきます。

次に、選挙監視というのが非常に今度のUNTAACの中でも重要な日本の役割になるだろうと思ひます。これは報道によればと言わざるを得ないのが残念ですが、報道によると、公明党の方々が要求しておられるいわゆるP.K.F.の凍結ということになつてその部分には自衛隊が行かないという、そういう話が出てきているんです。実は、これを一日も早く、修正をするなら、何党か知りませんが、話し合つて修正案をこへ出していただかないと、私どもは実はP.K.F.のことに非常に問題があると思つて指揮権その他取り上げておりますけれども、実際はその部分が凍結してしまうというならこの我々の今の議論というのは一体何なのか、非常にむなしくなるわけですね。このことをぜひこれは真剣にお考えいただきたい。

これは実は政府に申し上げてもしやうがないことなんです。こつち向いて言わなくちゃいけない、あるいはこつちも向かなくちゃいけないんです。関係各党の間でもつとさちんとはつきりしていただきたいというのが私どもの気持ちであります。審議する対象がないんです。きのうの公聴会だつて実はおかしな話なんです。あれはちゃんと法律で、公述人は賛否を明らかにするということになつておりますが、どの法案に対して賛否を明らかにしているのか。

私は、一生懸命で議論をしたらその部分は凍つちやつた、いやしかし、凍つたというのは、凍結というのは、電子レンジじゃないですが、チンと

いへば出てきちゃうんですから、自衛隊の洋服を着たのがあらわれるということを前提に考えればそれは私も議論できますけれども、そういうことだということをこの際申し上げておきたいんです。

そこで、どっちに転んでもというところで申し上げれば、選挙監視というのは、凍結されようとするいは社会党が通ろうと、選挙監視というものは極めて重要な部分になります。

自治大臣さつき立派な立派な、それは構わないんです。実は自治省はまだその問題については立ち入って参加していないということでありまして、外務省の野村さんのところでこの問題はやり方を考えているということでありまして、それで結構なんです。そのくらい実は自治省、大臣がおられないから言うわけじゃありませんが、自治省はまだ真剣にこの選挙監視というのを担う場合に日本としてどういう関与の仕方をするのかというのを勉強していかないですね。これは勉強していかないと絶対うまくいくわけないですよ。国内で整々として選挙が行われている日本でもなかなか大変なのに、この間のフィリピンも、聞いてみますと大変な選挙ですね。それどころじゃないですよ、カンボジアは。

今、問題点を若干申し上げますが、今度ブノンペンへ行っても、中央市場というのがありまして、これはもうにぎわっています。物資もタイなどから流れ込んで、まことに日常生活のための生活物資は豊富であります。そこで、よく東南アジアなんかでも売っている金びかびかの女性の装身具、指輪だとかネックレスだとかいうそういうものを売っている店があつたとあるが、これは全部ベトナム人。そう言われてみると、なるほどそういう顔つきだと思えました。

それから、例えばブノンペン市内でも家が今建築ラッシュです。そういう家を設計し、つくる技術者というのはほとんどがベトナム人です。あるいは漁船、つまり海で魚をとる仕事も大部分がベトナム人、そしてカンボジアに住んでいる

るわけですね。合計何十万と言われる。そして、さつきも申し上げたように、カンボジアの人は九〇％が農民なんです。

そういう状況の中で、このベトナムの何十万の人たちは選挙権があるかといったら、これはベトナム人ですから、国籍は明らかにベトナムですから、ただカンボジアに住んでいる。華僑の人たちもたくさんいます。当然、華僑の人たちはカンボジアでも経済の流通、経済を握っている。こういう状況の中で、さあ選挙だ。そこへもつてきて、三十七万と言われる難民がまだ、果たしてこれと引きつらうに引き揚げられるか極めて疑問です。これから六月から十一月まではほとんど交通が途絶するほどの雨季になるわけですね。川があふれ湖の大きさが倍になるといいます。トンレサップという大きな湖が大きな倍になるといいます。そういう状況の中で、難民の帰還はますます延びるでしょう。

そこで、例えばソン・セン氏は、クメール人民民族解放戦線の議長といういわゆるソン・サン派の大將ですが、この人がたまたま五月十一日にシンガポールに行ったときに記者会見で話しているのは、カンボジアにいるおおよそ百万の、彼は百万と言っているんですね、百万のベトナム人を来年の選挙までにベトナムに帰還させる必要がある、こう語ったという報道があります。

それからもう一つ、いわゆるキュー・サムファン、クメール・ルージュの議長ですが、これは直接私に話してくれたんですが、入植者と称してカンボジアにいる数十万、彼は数十万と言いました、数十万のベトナム人のうち、もしカンボジア人と偽って投票する人がいたら大変なことになる。しかし、彼は帰せよと言っていないんです。それは住んでいていいという方が正しいでしょう。住んでいていいけれども、投票はできない。ところが、偽って投票しようとした場合に、まさに選挙監視の人たちはベトナム人かカンボジア人かの区別はつかない、それができるのは我々お互い同士だけなんだ、こう言っております。

ですから、日本から何十人かの地方自治体の人が行ったとしても、それは恐らく難しいでしょう。私は、何度かベトナムにも行きカンボジアにも行きましたから、そう言われてみればわかるという、さつきも申し上げたような程度の区別はつきませんけれども、こういう状況の中で、もうさきまの困難が選挙ということに対してはある。来年の四月末か五月に総選挙をやるとUNTACは言っている、明石さんもそう言っておりますが、私は無理じゃないか、こう思います。

そういう状況の中で、これから先は野村さんしかいないそうなんです。野村さんに答えていただきたいんですが、どういう準備をしているんですか。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。一言で選挙監視と申ししましても、まさに先生御指摘のとおりだと思えます。選挙管理、この法案でも監視と管理ということで区別してございますけれども、管理の側面も含めて、これはUNTACのいろんな業務の中でも非常に重要な役割を占めている分野であるというふうに認識いたしております。

何分、私も、具体的な準備ということになりますとどうしても法案が成立した前提でどうかという、そういうことでぜひお答えさせていただきます。いかにございますけれども、その場合に、やはり法案にのっとりますと三カ月以内に施行しないといけない、法律そのものを施行するということがございます。その施行の準備というものはすぐ始めないといけないと思っております。

への協力がそういうことで円滑に行い得るように配慮していきたい、そういうふうに考えている次第でございます。

○田英夫君 大体そういうことだろうと思うんですね。自衛隊を出すの出さないのということばかりがこの委員会でも議論になっていて、そして政府の準備もそちらの方は、防衛庁長官おられるけれども、自衛隊の方は早くも部隊の編成、特に国際救援の方についてはもう陸上自衛隊の部隊のローテーションまで決めておられるというように準備が進んでいるにもかかわらず、一番重要な、実は日本としてどっちに転んでもやる選挙監視については準備が全く進んでいないということ、今の政府の姿勢を象徴しているんじゃないだろうか、こう思います。

それで、喜岡委員からの時間をもう少しいただいて関連質問を最後にもう一つしたいんですが、それは防衛庁長官に關係のあるPKOの軍事部門にかかわる問題です。

この前、常松委員が質問されたときに、防衛局長ですか、医療部隊の方の数を最初百八十と言われたのを二百七十にされました。また、何か大きくなっているという話があるんですが、それはどうですか。

○政府委員(島山善君) 確かに御指摘のとおり、緊急援助隊の医療チームの派遣につきましては、以前に総数で百八十名程度と申し上げていたのに対して、医療関係技術者七十名を含む二百七十名程度というのが最大の規模でございますというふうにならされました。それは、そのときも申し上げましたけれども、後方支援の自己完結性の機能をより充実するという観点からそういうふうに見直しを図ったということでございます。もちろんその時点時点におきまするもろもろの前提を置いての話でございます。

そういうことからそういうことになったわけで

ございますけれども、現段階でさらにそれを見直しているというところはございません。

○田英夫君 確かめておきたいんですけれども、PKOでいわゆるUNTAGに医療部隊を送られるという場合と国際緊急援助隊ということで医療班を送られるのと、数は同じですか。

○政府委員(山本善吉) 一般的に両者の場合違うと思います。

といいますのは、一つは期間の問題がございます。期間が、緊急援助隊につきましては、これまでの各国ないしは我が国から送った場合の例からいいますと大体数週間程度ということでございまして、大体二、三週間を想定して、それに見合う自己完結性を求めているということでございますが、一方PKOの場合にはかなり期間が長くなるのではないかと、第一点。

それから、第二点として、自己完結性がどこまで求められているかということがございます。緊急援助隊の場合にはかなり、一〇〇%に近い自己完結性が求められますが、PKOの場合には、国連局長の話によりますと、二カ月の自己完結性を求めるということではございますけれども、その具体的な意味が緊急援助隊において求められる自己完結性と同じかどうか。さらに、二カ月を超える場合にどの程度の支援が国連当局から得られるのか、その辺が必ずしも明らかでないという点が二点目でございます。

それから、三点目といたしまして、医療について具体的に申しますと、緊急援助隊の場合には、野外において、例えばテントなりプレハブといったようなことを想定いたしました、そういう中で医療行為が必要になる。それに対して、一般的にPKOの場合には、病院施設みたいなところで治療行為が行われることが多いであろうということが違ふ点でありますから、それに応じて、期間についてはむしろ要員が多くなるファクターである。それから、自己完結性の有無についてはむしろ要員が少なくなる方の要因であろう。三番目の点については、要員が少なくなる方の要因であ

ろうということから、一般的には違うと思ひます。

○田英夫君 全くこれは違わなくちゃおかしいと思ひます。国際緊急援助隊の場合は全くその場所に独自で行くわけですから、これは私どもは自衛隊が出るべきではないと思ひますけれども、いずれにしても自己完結型でないといけない。ところが、この前からお話を聞いておきますと、PKOの方も自己完結性を考えておられる。それから、総理も自己完結という言葉をこの前も使われました。

これは私は、PKOの精神からいって全く違うと思ひます。現に今カンボジアに行っている外国の軍隊、私も一部見てきましたけれども、例えばバタンバンに在るフランスの航空隊、航空部門はフランスが引き受けているわけですが、これは全く操縦士と整備員しか来てない。したがって、食事はどうするかという、町のレストランへ行つて食べている、こういうことなんですよ。それから、ドイツの医療部隊は医者と看護婦しか来てない。その警備はどうするんだといったら、それはほかの外国から来ている歩兵部隊、例えばインドネシアの部隊がその警備は担当する。これがPKOなんですよ。

そういうことをもう一回、私どもは自衛隊が出るべきでないと思ひますから検討していただくべく結構ですけれども、少なくとも間違つた案をつくつておられることを私たちは黙って見ていくわけにはいきませんから、これは自己完結型というの、PKOは違いますよ。このことだけ申し上げて、ひとつあとはまた喜岡委員の方へ戻します。

○喜岡委員 自己完結型の問題が今、田先生の方から指摘されましたけれども、やはり間違つた見解については直ちに撤回していただくようにお願いをしておきたいと思ひます。

最後になりましたが、文民警察の問題でお尋ねをさせていただきますと思ひます。
去る五月十一日、本委員会におきまして、谷畑

議員の方からこの問題が取り上げられております。文民警察の派遣状況については、現在幾つもの国から何名の文民警察官がカンボジアに来ておられるのか、派遣国数及び派遣の人員数について教えていただきたいと思います。

○政府委員(丹波實吉) 先生御承知のとおり、全体の規模は国連といたしましては三千六百名の文民警察を考へておるわけでございまして、先ほど言及いたしました五月一日付の事務総長報告によりますと、あの時点で関係国と約千九百名程度の要員の派遣が合意されておる、そういう記述がございまして。

そこで、現在の状況でございますけれども、私たちが承知いたしておりますところでは、十三カ国が現に今の五月二十五日時点で送つてきておる。数字は約四百三十名でございます。国の数といたしましては、例示的にお挙げいたしますと、インドネシア、フランス、フィリピン、ハンガリー、フィジーあるいはガーナ、オランダ、そういったところを含めて十三カ国ということでございます。

○喜岡委員 国連の方では文民警察は三千六百名が必要だというのに対して、四百三十名と今おっしゃったんですか。現在四百三十名ですね。文民警察の状況が非常に穴があいておるといいますか、全然集まっていない状況がこれで明らかだと思ひます。

それで、この文民警察の派遣の問題につきましては、現行法のもとでも、警察の方から出向して例えば外務省に出向されるという方法を使えば派遣ができるのではないかと、現行法のもとでの枠組みでも他の行政機関に出向させた上でPKOに参加させることはできるというのがこの間の大森政府委員の御説明だったと思ひます。私は、こういうことを考えれば、この文民警察の問題については早急にやはり対応すべきではないか、こういうふうにお思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(安藤忠夫君) PKO業務の遂行は現行法上は警察の任務とはなっておりませんので、

日本の警察官がいわゆる警察官としての身分でPKOの活動に参加することはできないと考えております。

今お示しの、現行法の枠内でも他の行政機関に出向させた上でその行政機関の職員としての身分でPKOに参加させる方法は、理論的にはあり得ると思ひますが、今回の想定によりますと、現地でかなり長期にわたること、またある程度まとまった部隊としての活動が必要なこと等を考えますと、警察官としてのふさわしい業務に従事するためにはやはり警察官としての身分で参加することが望ましいと考えております。

○喜岡委員 緊急な援助ということが求められておるときに、やはり現行法のもとでできる範囲のことを積極的にやっていく、こういう姿勢がなくて、PKO法案ができなければ何もできない、こういう後ろ向きな姿勢で我が国が積極的に援助するなどというのは私は無理があると思ひます。

最後に、重ねて外務大臣に要望しておきますが、先般の見せしめ発言については撤回することをお願いして、発言を終わりたいと思ひます。

○委員長(下条進一郎君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時二十分まで休憩いたします。
午後零時二十二分休憩

午後一時二十五分開会

○委員長(下条進一郎君) ただいまから国際平和協力等に関する特別委員会を再開いたします。休憩前に引き続き、三案について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○木庭健太郎君 きょうはカンボジアの集中審議ということでございまして、私、前回カンボジア問題については実は随分やらせていただいたておりまして、私どもの立場は質疑の中でやっていけばいいんじゃないかという気持ちも本来は持っているんですけれども、集中ということでもまた機会を与

えていただきましたので、前回に引き続きカンボジア問題で何点か伺いしておきたいと思ひます。

前回、カンボジアの支援のあり方について私もたしか三点を言いました。やっぱりその中長期的にわたる復興援助はもちろん大事です。NGOの支援、また緊急対策、これも極めて大事だと思つております。それとともにやはり欠かしてはならないのは、私たちはUNTAACの支援をどれだけ本当にできるのか、この視点を失つてはいけません、この三点を指摘いたしました。そういった総合的な貢献がなければこの支援というのは一つの形をなさないのでないか。我が国がこれから国際貢献をやっていく一つの試金石がこのカンボジア問題であるという指摘もさせていただきます。

そこで、冒頭、外務大臣にお伺いしたいんですけれども、午前中も論議がありまして、要するにいろんな分野があるという話もありました。もちろんUNTAACのこともございます。そういう現地事情それから現地のニーズというのを正しく把握するということは極めて大事です、しかも今いろんな調査団を日本から出しておるんですけれども、日本としてカンボジア支援の姿勢を示すという意味を含めても、この法案の審議の過程もございしますけれども、いつ成立するかという問題いろいろありますけれども、そういうことも含めても、我が国を代表する形で外務大臣が直接カンボジアに入られるということもこれは極めて大事なことだと私も思っております。

その時期はいつかということも申しませんが、やはり早期の外務大臣のカンボジア訪問、これをぜひ検討していただきたいと思つておるんですけれども、外務大臣御自身の御意見を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 外務大臣として一日も早く訪問したいという気持ちは重々ございますが、いろんな外交案件その他がありますから、なかなか近いうちに訪問するということは外務大臣

に在職していると難しいということが言えると思ひます。

○木庭健太郎君 もいろんな案件があると思ひます。ただ、確かに私たちが考えると、湾岸戦争以後、日本の国際貢献などをずっと論議してきたわけですが、やはりその試金石がカンボジアにあるわけですから、外務大臣、ぜひ御検討をいただきたい。総理、ぜひそういう応援もしていただいて、日本のそういう形を示すということをやつていただきたいと思つております。

それと、午前中から各大臣来られていて、これからの復興支援の問題の論議をなされました。本日は各大臣にお伺いした方がいんでしようけれども、きょうは建設大臣に来ていただきましたので、ある意味では代表してぜひ伺いたいと思つておるんです。

建設大臣、前回の委員会でもカンボジアに行かれたときの事情をお話しになり、道路事情の厳しさの問題とか日本橋の復旧の問題とかさまざまな点を指摘していただきました。そのほか、こういった中長期の取り組みのほかに、緊急整備のために工兵隊の問題まで何か御指摘をいただきました。建設省御自身も月内に道路や橋などの調査研究に行かれるということも伺ひしております。

私がここで伺ひしたいのは何かといひますと、中長期的な復興援助というのがあります。前回の建設大臣の発言をお聞きしていますと非常に意欲的でございます。逆に言えば、あすにでもこういう問題はすぐお金を出し、人を送り、やれるんだというふうに聞こえないこともないんです。ただ、現地の状況、治安の状況、これから日本が計画を立てる、六月に復興閣僚会議も開かなくては行けないわけですね。そういった状況を考えれば、大臣として早くやりたい気持ちはもちろんわかります。私たちが早くやつてほしいと思つております。ただ、そういう総合的な視野からいけば、大体こういった問題にどのくらいの時

期から取り組める状況になるのかということも話を伺ひしておきたいと思ふんです。

大臣御自身、現地を見ていらつしゃつて、現地の状況から考え、また日本のこれから援助を考えていき、例えば日本橋の問題、道路の問題、具体的に取り組める時期は一体いつごろになると御判断されておるのか、その点を聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(山崎拓君) この件につきましては、外務省事務当局からお答えするのが筋だと思います。ただ、私も建設省のチームを率いて現地に参りました関係で、私の知るところで申し上げたいと存じます。

まず、現地におきましては、私も見ましたのはチュルイ・チョンバー橋、通称日本橋という橋でございますが、これが真ん中から切断をされておりました。現在使われておりません。木庭委員もごらんになったことと存じます。この復旧が一日も早くということがございまして、フン・セン首相からも、ぜひ日本の手で復旧してもらつて日本とカンボジアのいわば友好の橋と名づけたい、こういうお話がございました。

それから、その橋だけを完成させたといひましたけれども、それにつながる国道が整備されませんと実は効率を上げ得ないという問題もございします。たまたま私は建設大臣といひまして、チュルイ・チョンバー橋につながります国道六号のAというのを視察いたしました。四時間もその道路を走つたのでございます。まことに劣悪な状況下にあるということをみずから体験いたしました。一日も早い修復が必要であると存じました次第でございます。

そののみならず、これはフン・セン首相も言われましたし、客観的にもそう言えるわけでございますが、仮に国連、UNTAACの活動によりまして永続的な平和が確立したといひましたとしても、もしインフラ整備を果敢に行ひまして経済の復興が進んでまいりませんと永続的な平和そのものがまた壊れてしまうという要因を残すことにな

るのでございまして、これはいわば車の両輪であると思ひました。次第でございします。

そこで、いつになったらできるのかという話でございますが、そこまで来ますと私の、建設省の守備範囲を越えていくわけでございますけれども、今私が承知している範囲では、チュルイ・チョンバー橋に關しましてはこの夏にも第二次の調査団、これは極めて基礎的な調査をこれにて完了するというのを聞いておるわけでございます。

向こうに行きますと、日本から調査団はたくさん来るけれどもさっぱり進まぬという声も実は聞いたことがあります。確かに日本の経済協力にはいろいろ手続もシステムもございまして、若干時間をとるという傾向もあることは否めないと思ひますが、まず調査を行い、その後その調査を踏まえていろいろとフィージビリティスタディーをいたしまして詳細設計をやる。さらに、詳細設計が双方において受け入れられるものであった場合に工事に着手する、こういうことでございします。

さきの委員会におきまして、外務大臣も極めて意欲的な御発言をなさつたところでもございします。時間をおし上げるのはどうかと思ひますが、例えば平成五年度中には完成をするような方向で政府として努力したらどうかという私なりの感想を持っております。

○木庭健太郎君 あと、経済協力の問題で外務省として既に五つの調査団を送つた。医療、農業、海外青年協力隊、橋の修復、電力、この五分野について調査団を送られた。先ほど午前中、その結果について局長の方から御答弁があつておりました。それぞれどういったところに問題点があるかということがはば見えてきた段階だ。例えば医療については結核対策であるとか、電力については現在ディーゼルで厳しいとか、いろんな話がございます。

それを受けて、これもぜひ伺ひしておきたいんですけれども、海外青年協力隊については先ほ

と派遣の時期の話がございました。緊急にOBを派遣して、年末には多人数、新聞報道によれば数十人の海外青年協力隊を派遣できる状況になりそうだとこの方も載っております。そうすると、残りの分野、例えば農業、医療、それから電力、橋、こういった問題については外務省としていつごろの時期からこれに具体的に人を派遣し、金をつけ、どういう形でやろうとなさっているのか、その点についてだけ御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(川上隆朗君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、五つの調査団を派遣いたしました。今海外青年協力隊については大体先生が言われたようなラインで検討しているわけでございしますが、他方、橋につきましては、今、山崎建設大臣から御答弁がございましたように、我々といましては橋のみならず、ニースが既に指摘されております六A号線という道路なんかの修復ということも踏まえまして、全体として積極的を考えてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

農業分野、医療分野につきましても、若干けさほども触れましたが、農業分野につきましては、我々といまして特に人の分野の協力、人材育成の分野の協力というのが何と云っても必要だということ、そういう意味での技術協力はこれはもう具体性を持ってできるだけ早くやりたい。つまり、可能ならもう極端に言えば数日中、数週間、数カ月といったような単位で、これは来年やるとかというような話ではないということで、先方と具体的に調整している状況でございます。

医療についてもほぼ同様で、分野につきましては先生先ほど言われましたけれども、やはりこれも人材の育成の分野あるいは病院の管理の分野、結核対策の分野といったようなことが向うから要望として出ておりますので、さらに具体的な要望を先方と協議中であるというふうに御理解いただければと存じます。

電力分野につきましては、けさほど通産大臣か

らも御答弁がございましたが、電力の事情が非常に悪い、とにかくまずこの分野が必要ではないだろうか、この分野の修復、特にディーゼル発電というものが非常に稼働率が落ちてきているということでございますので、その手当てを何らかの形で早急にやると、これもできる限り早くやりたいというふうに考えております。

○木庭健太郎君 私が見えぬことをわざと聞いていますかという、要するにこのカンボジア支援の問題で反対される方は、これは自衛隊派遣のためのカンボジア支援だ、ほかは政府は一切やっていない。別に政府を守るわけじゃないです。ただ、いろんな形でやっていることをある意味では国民の目に見える形で、外務大臣、ぜひ外務省としても伝えてほしいわけです。

我々別に自衛隊を派遣したいからこの法案をつくらうと思っているわけでもない。ただ、カンボジアで今困っている人がいらつしやるなら、それにだけ総合的な支援ができるかということ、議論をし、きちんとした形でやりたい、そう願っているわけです。そういう意味で今幾つかお聞きしましたけれども、おっしゃったように、すぐにも派遣できる農業分野とか医療とか、実際にそこで文民ができるのであれば、そのバックアップ体制ができていなければならないべく早く対応していただきたい、このことを思っているわけでございます。

もう一つ、大きな問題になっている難民の帰還の問題についてもお伺いしておきたいと思ひます。

この三十七万人の難民の帰還、午前中の議論の中でほとんどもとも来年の選挙までできない状況じゃないかという厳しい指摘もありました。確かに状況は深刻であると思ひます。この点について、難民の帰還が今どういった現状になっているのかというのを具体的に教えていただきたいし、またこの面で我が国として資金援助のほかに、例えば医療とか定住指導とかの人的貢献はできないのかどうか、その面も含めて御答弁をいただきたい

と思ひます。

○政府委員(丹波實君) お答え申し上げます。

御承知のとおり、ことしの三月三十日から難民の帰還が始まったわけでございますが、四月九日までに計二千五百七十四人のカンボジア難民、避難民がカンボジア国内に帰還した。それで、旧正月の休みがあったものですからしばらくオペレーションがとまっておりまして、四月二十一日から再開されて、五月二十二日まで計一万三千三十四人が帰還したということでございます。したがって、私たちが五月二十二日までのオペレーションで合計として承知いたしておりますのは一万二千九百八人ということでございます。これはトータル推定三十七万人のうちから、ようやく五月二十二日現在までに一万三千名弱が帰ったということでございます。

UNHCRによりまして、HCRの当初の計画では四月末までに一万人の難民、避難民を帰還させることを目標としていたわけですが、安全の確保、これは地雷の撤去状況ですが、それから帰還先の土地の選定の問題、あるいは水の供給等インフラ整備の問題のために若干おくれぎみということでございます。

先般、四月の半ばに緒方高等弁務官が東京に滞在しておられたときに私も会談いたしました。この難民のおくれについてどう考えておられますかとお伺いしましたところ、四月の段階はとりあえずオペレーションを始めた段階なので、今後難民の帰還をスピードアップしていくということ、今のところ難民の帰還のおくれということ自身としては余り心配はしていないということを言っておられました。

それから日本としてどういう援助その他を行ってきいているかということでございますが、先生御承知のとおり、難民の帰還につきまして国連が帰還計画のアピールを国際社会に出してございまして、一億一千六百万ドルというのが総額でございますが、これに對しましては、各国に先駆けまして各国中最大の合計三千五百万ドルというものを

拠出しておることは御承知のとおりでございます。この点につきましても四月に東京に來られたHCRは、日本が本當にこの国にも先駆けしてこれだけの巨額の拠出をしていただいたこと、大変感謝しているということを言っておられましたので御紹介させていただきますと思ひます。

それから、それ以外にどういう対応があり得るかということでございますが、基本的にはUNHCRは、先生よく御承知のとおり、非常に何と申しますか、物資の調達あるいはオペレーションのための人の雇用、こういうものについて大変経験を持っているものですから、UNHCRとしては一番重要なのはそういう資金源だということを言っておられるわけです。ですから、例えば日本からランドクルーザーを買って、調達して、それをカンボジアで現在使っているというのは御承知のとおりで、人の面についてもそういうことなんだろうと思ひます。

ただ、それじゃお金以外何もなくていいかといひますと、緒方さん自身が一つ言っておられましたのは、今後難民の帰還がスムーズにいくかないかは、結局帰ってきてみたが仕事がない、あるいは農業に手をつけてみたけれどももう開発がうまくいかぬという、そのところがネックになるのは非常にやばい問題だ。そういう意味で、御承知のとおり、六月にカンボジア支援のための国際会議が東京で開かれますけれども、そういう経済復興、それにほかの国と一緒に日本がどの程度のことができるかというのは、難民の帰還に非常に大きな影響を与えるのではないかとこのように考える次第でございます。

○木庭健太郎君 それでは、少し角度を変えまして社会党の発議者の方にお伺いしたいと思ひます。カンボジア問題に関連してですから、特に私はUNTAACの協力のあり方についてお聞きしたいと思ひます。

UNTAACの形も、ほぼ形がかなり見えてまいりましたけれども、社会党案に即してするとどの部門にどれくらいの人間が派遣できると予想され

ているか、簡潔に教えていただきたいと思ひます。

○委員以外の議員(野田哲君) まず、私どもの提案をしていく案では文民による協力という立場でございまして、第一は文民警察、それから第二番目には選挙に関する必要要員の派遣、こういうことになりまして、この二つの分野につきましては、これは政府案と共通の立場に立っているわけでありまして、必要な法整備ができれば直ちに準備に入れる状況にあると思ひます。

それで、文民警察につきましては、午前中の議論の中でも現在の状況について外務省の方から十三カ国四百三十名という報告がされております。したがって、法整備ができれば直ちにUNTAACと協議に入るようになりますが、その場合には七十名ないし七十五名ぐらいの要員の派遣ということとを想定しているわけございまして、これにつきましては、必要な現地での警察行政に対する指導、助言、それから警察行政に対する監視、こういう分野が主たる任務でございまして、それに必要な行政能力あるいは語学力等につきましてトレーニングをした上で派遣ということになるかと思ひます。

それから選挙の要員につきましては、午前中の議論の中で、来年五月というのは準備の状況からいってちょっと無理なのではないかと思ひますが、私どもの方としてもなかなか五月というのは難しいんじゃないかと思ひます。

業務は大きく分けて二つあると思ひます。一つは選挙人名簿をどうやってつくっていくか、このことが一つ。これがまず先行される業務でございまして、それから二つ目には、実際に選挙になったとき、選挙が公正に行われるための必要な監視。そういう業務について、それぞれ選挙人名簿の作成についてもあるいは選挙の実務についても指導、助言ということが主たる任務になってまいります。

この点につきましては、かつてナミビアのことについて経験をしておりますから、地方自治体と

協議をして有能な職員を派遣していただければ、大体UNTAACとしては当面一カ国で二十五名前後の要員があるのではないかと、こういうふうな考えておりますので、それに沿っての交代要員をも含めた体制がとれるのではないかと、こういうふうな考えております。

それから三つ目は、経済分野を中心にしての行政指導、技術指導、あるいは人権保護の部門、あるいは経済流通部門、そして医療、保健、こういう分野が想定されておりますので、これにつきましてもそれぞれ文民あるいはボランティアを中心に十数名の派遣は可能である、こういうふうな考えております。

○木庭健太郎君 今、UNTAAC側から別に本格的な要員があつたわけではございません。ただ希望として、例えば停戦監視団が不足しているから欲しいという話もありました。確かに今おっしゃった文民警察の話もございました。この辺は、停戦監視団については、社会党案で言えば軍事部門です。ただだめだということだと思ひます。そして文民警察はやる。ただ、残りの例えば輸送、それから緊急のインフラ整備、それから通信といった部門も希望が強いと聞いておりますけれども、これについてはどう対応されるお考えでしょうか。

○委員以外の議員(野田哲君) お答えいたします。

先ほど申し上げました文民警察、それから選挙の業務に必要な要員、それから一般的な行政面に ついての指導、助言のための行政要員、これに加えて難民の問題あるいは被災民の救援、そして復旧のために必要な各分野における技術的な要員、こういうことが想定されると思ひます。

特に、当面の課題とあわせて中長期的に生活、経済のインフラの再建、整備、こういうものを中心にして人材の養成を主眼にしての人的な協力、資金的な協力、こういうふうな私どもは考えているところございまして、この点につきましても、午前中にも御出席がありました清水さんなど

のNGOの皆さんの経験、現地で既に長い間活動しておられますが、こういう方々の経験等も十分反映させながらこれらの分野で取り組んでまいりたい、このように考えております。

○木庭健太郎君 厳しい言い方をして申しわけないかもしれませんが、そうなる要望の出ている輸送、通信、緊急のインフラ整備みたいなものは、現状では取り組みにくい御返事だと私は聞きました。

法案を見ると、軍事部門を除くと言いつつ、一応紛争被害者の帰還の援助、それから輸送、通信、医療、建設分野に参加できるとなっているわけでございます。ただ、UNTAACの場合はこうした分野が一応軍事部門に組み込まれてしまっている。そこがネックになってだめだと思ひます。解をお聞かせ願えれば幸いです。

○委員以外の議員(野田哲君) 今おっしゃった分野について、率直に言つて私どもとしては二つの分野があると思ひます。一つは輸送とかあるいは通信とか建設とかいう分野についてのいわゆるPKF、軍事部門に対する後方支援の分野としての医療や建設、輸送、こういう分野と、もう一つは民生安定のための医療、輸送、建設、通信、この二つの分野があると理解しております。したがって、私どもとしては民生の安定、難民救済のための医療の分野あるいは輸送、建設、通信など、この分野にできる限りの協力をしていく、そういう立場に立っているわけでございます。

○木庭健太郎君 そういう区別がなかなかできていないのが、このPKOの私は本質だと思つております。

先ほど議論になっていましたけれども、例えばカンボジアで医療というものを考えた場合、ドイツが確かに派遣しております。だれを派遣しているかという点、これは軍人を派遣せざるを得ない状況もある。自己完結能力という話が午前中にもございました。そういった問題とともに、やはり例えばPKO全体の構成を考えた場合にどう

なるかといへば、一つの組織体を考えた場合、そこに文民がまじることの難しさも一面あるんです。確かに、選挙や文民警察のように独立した別部門で文民ができる部門もある。しかし、そうではなくて、PKO全体を考えた場合、今言われた輸送、通信、建設という部門は、これは確かにPKFの後方支援であり、なおかつ民生安定のため、この二つを兼ね備えてやっていると、私には、そういうことを言っていると、私は、この法案に則して何もできなくなってしまうのじゃないかという気がしてならないんです。

それともう一つは、今御指摘したように、輸送、通信、医療はもちろんです。最近ごろんになったと思ひますけれども、例えば難民の帰還の問題がある。難民の帰還をするときに、タイを越えて国境線まで来るんですよ。では国境線から定住地まで難民を運ぶ場合、バスにだれが同乗するか。これは難民の安全を確保するために、こういうPKFの、軍事要員といつたら軍事要員ですよ、そういう人がやっぱり警護して乗るんですよ。

だから、確かに難民帰還部門というのはUNTAACの構成でいへば非軍事部門です。しかし、そういうまじり合っているのが、ある意味では特徴にもなっているわけでございます。特に、今回のUNTAACの場合では今言った輸送、通信、医療、難民帰還の援助、それから緊急のインフラ整備、すべて軍人が担当しております。逆に言えば、今の状況では、文民が参加できる状況にはその部門についてはないと言わざるを得ないと思ひます。かえってそういう構成の中に文民が入っていった場合に整合性がとれないんじゃないかと私たちは思つております。その辺の認識についてもあれば伺つておきたいと思ひます。

○委員以外の議員(野田哲君) 現にカンボジアで、午前中出席されました清水さんなどを中心とした、私どもの聞いているところでは約百名ぐらいの現地での活動が行われているわけでありま

して、これは主としてインフラ整備、民生の分野、こういうことでやっていってやるわけでありますから、そういう点では政府が派遣する文民の分野の仕事というのはかなり広い範囲である。

御指摘になりました、また私も想定としております例えば輸送とか通信とか、こういう分野の仕事というのは、車を動かすとかあるいは汽車を走らせるとか、それを直接やるということではなくて、できるだけ現地の自立をするためのアドバイス、技術指導、こういう分野を想定しておりますので、そういう点はPKFの分野とまじり合うというようなことは、私はないというふうに認識しております。

それから、難民輸送の分野につきましては、確かに、木庭委員御指摘のように、軍事部門といえますが、軍人が直接輸送に当たっているというケースが多いわけですので、これは私どももとして、文民という立場で行く場合には、その分野まで私どもの仕事を受け持つということにはならないのではないか、そういうふうに思います。

○木庭健太郎君 今短いやりとりをやらせていただきましたけれども、やらせていただくと、結局、現状で社会党法案でやろうとしても事実上できるのは文民警察と選挙監視である。そのほか、ボランティアの方たち、NGOの方たちにお手伝いをいただいて、これは別の形で、NGOの形で支援をする、野田発議者から今伺った感じでは、そういう形にならざるを得ないと思うんです。

そうすると、これは申しわけないんですけれども法案の必要性が、今後の問題は別です、今後PKOがいろんな形で変化して文民部門がふえてくれば別ですけれども、事UNTAACだけに限って言えば、ある意味では、これは社会党の方がおっしゃったんですけれども、文民警察と選挙監視については現行法でも出せるじゃないか、そう厳しいおっしゃり方をいたしました。でも、そうすると、この法案をせつかく出しているのにこの法案

が生きているのかといった生きない。その辺の難しさを非常に私は感じざるを得ませんし、私もこのNGOの支援ということには非常に大事だと思っています。

ただ、NGOがもつともつとふえて活動するためには、逆に言えばUNTAACによる民生の安定であり治安の安定であり、そういういわば、どういう意味の後方支援になりますかね、軍事的な後方支援じゃなくてバックアップ体制という部分では、UNTAACの充実というのはこれは絶対必要であり、それができていけばできていくほど、これはNGOの方たちも入ってより早いカンボジアのお手伝いができるかと私は認識しております。

そういう意味では、私たちはぜひこの法案を通していただいて、そういう民生にも役立つ後方支援を、ある意味では通信とか医療の分野、それが実際の今のUNTAACの中では軍人の方たちが担当していらっしゃる。そういう一貫性の問題、またいとも言われる機構の問題、いろんな問題あります。そういうことも含めてもぜひこの法案を、政府案を通した形で支援することが大事じゃないかというふうに思っております。それが大事じゃないかというふうに思っております。それが大事じゃないかというふうに思っております。それが大事じゃないかというふうに思っております。

○国務大臣(宮下創平君) 大変御理解のあるいろいろ御発言を拝聴して心強く存ずるところでございますが、自衛隊は、何が何でも自衛隊をPKOに派遣するというのがまずありきではございません。

今議論されておりますように、社会党の野田委員からもお話のございましたように、民生協力、最後はやっぱりカンボジアが新生民主国家として再生すること、これが何よりの目的でございます。ただし、現状においてはやっぱり軍事部門の結果たす役が非常に大きいからこそ、二万余の国中で一万六千人も各国の軍隊が、今三十六カ国だったんですか、最終的に四十四とか言われておりますが、そういう国が参加するわけでございますし

て、私もそれはそういうことに思いをいたすときに、何が何でも自衛隊をまず派遣しなければならぬという観点ではございません。あくまでこの現状に即した国際貢献をやるには、自衛隊の能力とか組織とか経験とかそういうものを生かしていく。しかも、現実には監視団あるいはPKF本体業務も各国とも軍隊を派遣をいたしまして、その協力体制のもとでやっております。

今、先生、後方部門のことについてもお触れになりましたが、後方といえども面々と文民でやるどころと軍事部門の参加者でやるどころと厳密に区別できないとおっしゃるのは、私はもうごもっともだと思います。そういう面でも、輸送、通信等々大変ないろいろな量的なまた装備も必要でございます。それから、私もそういった面の活動はぜひともやってまいりたいと思っておりますので、そのように御理解いただきたい、こう思います。

○木庭健太郎君 終わります。

○立木洋君 カンボジアにおけるUNTAACの決定で業務が進められているわけですが、これは国連を中心とする関係二十カ国、その参加のもとで締結したパリ協定、これに基づいて進められているわけですか。

ところが、そのパリ協定に加盟している国々の中で、日本がこのカンボジアのUNTAACの軍事部門に自衛隊が参加することについては、異論や事実上の反対意見が複数の国から出ている。しかも、そのうち中国は国連安保理の常任理事国である。つまり、パリ協定に基づいて作業を進めるその加盟国の中で日本の参加に異論が出ているという状態を、国連中心主義だと言われる日本としてはどのようにお考えになっているのか。これをこのまま放置しておかれるのか。その点について、まず最初に宮澤首相の御見解をお聞きたいと思っております。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 別に中国が反対しているわけではございません。中国は、海外派兵は慎重にというのはいささか前から言っておることでございます。今すぐ始まった話ではありませ

ん。これは国連が決めることでございますから、国連の要請がなければ出ていかないんです。中国は国連の常任理事国でもございまして、これがそれは賛成しかねるということになればもともと出ていかないんですから、心配ないんです。

○立木洋君 中国だけではなくて、複数の国というふうに私は述べたんです。中国は安保理常任理事国であるが、複数の国がやっぱり異論及び事実上の反対を述べている。正確にちょっと聞いていただきたいと思います。ですから問題は、そのようにアジアの諸国における国々が述べておられるパリ協定に参加している国々が述べておられる意見をそういうふうな安易に考えるということではなく、国際的な世論が二分化されている状態の中で、今後の日本のとるべき進路を誤ることになるんです。それから、それはちゃんと受けとめていただきたいということをおっしゃると思うんです。

カンボジアの協力には、午前中いろいろ同僚議員の中から指摘が出されましたように、軍事部門に対する問題だけではなくて、七つの部門がUNTAACにあるわけで、これらのすべての部門にやっぱり協力する。どうしてその中で日本政府は軍事部門にだけ固執をされるのか、その点について改めてお尋ねしたいと思っております。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 軍事部門にだけ固執をするというんじゃないんです。要するに、いろんなことをやるについても治安の確立ということとは必要なんです。それで、停戦は協定で終わりましたといつても、本当に約束が守られているかどうか、末端まで徹底しているかどうかかわからないわけですし、やはり停戦でお互いに武装解除に尽きます。だから応じると言っているんです。それから、それじゃ武装解除の、だれが預かるんだ。第三者が預からなければ、お互いに戦っている同士の方が預けるはずはないんです。それから、中立な人に要するに武器を預けます。預けて、それを破壊するなり何するなりはこれ相談の

上やるんでしようが、そういう中立の人が行かなければこのけんかの仲裁の後始末、けんかの仲裁と言つては語弊がありますが、わかりやすく言えそうです。

だから、そういうことは要するに手なれた人でなければやりづらいんですよ、手なれた人。軍人さんとか何かは兵器の扱いも知っているし、それは地雷の撤去も知っているでしょういろいろなことを知ってますから、捕虜の交換とか、いろいろな武器の今度は弾薬庫を警備するとか、そういうのは民間の人に行つてやってくださいと言つてもなかなかそれは向かないので、だから各国とも国際常識として軍人さんが行く。軍人さんが行くから軍事部門とこう言われるのかもしれませんが、各国とも軍人さんが主として行つてゐることは間違いないんですよ。これは国際常識なんです、これは常識。

○立木洋君 大臣、一九九〇年の十一月に、あなた方は自衛隊はだめという結論をたん出されたんじゃないですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 話がどういふことかいきさつはよく知りませんが、いづれにいたしましても自衛隊がやっぱり行くことが一番いいという結論に達したんですよ。やはり勉強の結果というのはあるわけですから、いつまでも固定観念だけにとらわれなくて、勉強の結果そういうことにまとまつたんです。

○立木洋君 重大な問題なんです。どういう経過があったか私はよく知りませんがなんというようなことで、外務大臣あなた動まるんですか。一たん政府自身がいわゆる自衛隊はだめだという結論を出したんじゃないですか。私はそのことを聞いてゐるんです。自衛隊はだめだという結論をあなた方は一たん一九九〇年の十一月に出したのか出さないのか、はっきりしていただきたい。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私はその当時外務大臣というよりも、詳しいいきさつ知ってますから、その人に言つてもらいます。

○政府委員(野村一成君) これ事実関係の御指

摘、いわゆる三党合意についての御指摘だと思います。

三党合意におきましては、その三項目でございませうけれども、特に組織の面につきまして、「自衛隊とは別個に、国連の平和維持活動に協力する組織をつくることとする」ということでございまして、要するに、組織的にどういふふうな自衛隊を活用するのいかというところを言つてゐるわけだと思つて、今先生の御指摘は自衛隊を出さないという、そういう点での御質問だと思つて、それによつて、そういうことをこの三党合意が意図してゐるものではございません。

○立木洋君 野村さん、あなた自民党のどういう役職についておられるんでしょうか。

自民党とあなた方が引き継ぎなさつてゐるんでしょ。だから、自民党はだめだという結論をたん出したのか出さないのか、それをはっきりしてください。出しているなら出している、出してないなら出してない。自民党ではだめだという結論をたん出されたのか出されないので、はっきりしてください。

○国務大臣(渡辺美智雄君) それは、私が外務大臣になる前の話だと思つてますがね。前でしょう。これは三党でやつた話ですから、三党で話が解消しても修正しても三党の話なんです。それはほかの党と約束したわけじゃないから、三党だけで話したんだから、三党に聞いてもらつた方がいいんです。

○立木洋君 第百二十国会における海部内閣総理大臣の施政方針演説で、これは九一年一月二十五日です、ここではびしっと「自民、公明、民社、各党間の合意を尊重して、新たな国際協力の方につき、一日も早く成案を得たいと考えております」、政府の施政方針演説ですよ、あなた。その政府の引き継ぎをあなたなさつていないとなつたら、それはだめじゃないですか。

だから、一たん自民党はだめだという結論を出されたのか出されていないのか、政府としては、出してないなら出してない、出しているなら

出している、明確にしてください。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは、三党で決めたことについて政府は尊重すると言つてゐるわけですから、三党が別なことを決めれば政府は尊重するということですよ、それは。

○立木洋君 やつぱり総理に明確な答弁をいただかないとだめですね、どうも。

では、宮澤首相にお尋ねしますが、三党合意で自衛隊とは別組織にするというふうにしたのは、自衛隊がだめだという結論ではなかったとしたら、どういう根拠で別組織にするということをや政府としては認めたんでしょうか。

○委員長(下条進一郎君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(下条進一郎君) 速記を起こして。

○国務大臣(宮澤喜一君) 平成二年十一月九日に三党においてそういう合意覚書がございました。

そこで海部総理大臣も、この覚書の趣旨を政府としても尊重するということを言われたわけでございます。その後、三党におきましてこの覚書をどのように実行するかという協議がございまして、その協議をしていきますと、やはりこの合意覚書からさらに一歩進めないと有効な対応というものができないということで、三党がいれば新しい考え方を打ち出すということで検討が進められた、こういう経緯であつたと存じます。

○立木洋君 宮澤首相、私がお聞きしてゐるのは、政府として一たん自衛隊はだめだという結論を出されたのか出されなかったのか。出されていなければ出されてないで結構なんです。だから、出されたのか、出されてないのか、そのことを明確にしてください。

○国務大臣(宮澤喜一君) 政府の決定というのは、政府が責任を持つて法案を提出するというところでございまして、海部総理大臣が演説をされた段階においては三党の合意で政府としてもひとつ考えてみよう、こういうふうな演説されたことは私はそうであると思つて、しかしそれは法案という具体的な形をとつたわ

けではございませんで、さらに三党の間で協議をした結果、さらにそれよりも今のような考え方の方が現実的であるということになりまして、政府として初めて提案を申し上げた、こういう経緯かと存じます。

○立木洋君 この三党の合意が十一月九日であつて、そしてそれに基づいて、政府としてはこの自公民各党の合意を尊重して、それが一日も早く成案になるようにということで海部さんが述べられたわけですね。ところが、そういうふうにして施政方針で述べられておきながら、政府がその内容をひっくり返す提案をしたというのはどういう意味でしょう。

○国務大臣(宮澤喜一君) 海部さんが言つておられますとおり、三党の合意を自分としては誠実にやりたいということを言われたわけでございます。その後、三党が検討していった結果、この覚書よりはもう一つ現実的な処理があるではないかということになりましたので、前と同様の精神に基づいて政府はその三党の新しい合意を尊重した、こういうことだと思つてます。

○立木洋君 ところが、事実はそうではないんです。平成三年八月にまるつきり三党合意とは違つたのを政府は提案したんです。新たな国際平和協力に関する基本的考え方―三党の協議のための中間報告、平成三年八月、明確にそこに書いてあるのは、五のところで、「平和維持活動協力隊」の構成、その(一)「本部長の要請を受けた関係行政機関等よりの任期を定めた職員」の派遣(自衛隊の部隊または自衛隊員の参加については、「隊員」の身分および自衛隊員の身分を併せ有することとして所要の検討を行う)、三党合意を尊重して検討すると言つておきながら、三党合意を検討する前に政府は中間報告を出してゐる。これを八月の二日に公明党と民社党にあなた方示したんじゃないですか。政府が三党合意を受け入れると言つておきながら、それを尊重しないで政府がひっくり返す案を出したというのはどういう意味ですか。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。

何分事実関係の若干違つた御認識をお持ちでございます。三党合意、確かに十一月十一日でございます。その後、三党間でも具体的に協議を進めてまいり、その過程で、これは五月でございますけれども、三党の方から政府に對しまして、ひとつこのいわゆる三党合意を踏まえてたたき台となる考え方を一つつもらえないか、そういう要請がありまして、それを受けましてつくり出したのがたまたま先生御指摘の八月のいわゆる私も新聞報告と呼んでいるものでございます。それはあくまでさつき申しましたように三党に對して政府が求められて出したものでございまして、それを受けてさらに何回か三党間で協議が行われまして、それで三党としての、三党の合意を踏まえてこの案が成立に至つた、そういう経緯でございます。

○立木洋君 事實の経過についてはそれはほほそのとおりだと思ふんです。しかし問題は、私が言っているのは内容なんです。三党合意の内容、自衛隊とは別組織とするという三党合意とは違つたまとも方を政府は進んで行つたということですよ。だから、八月の二日に出されたときに公明党の方々は反対したじゃないですか。ちゃんとこう書いてある。「中間報告は、自衛隊の使用が前提となつてゐるのではないが、完全な別組織にすべきである。」「形式的に「本部」をつくつて実体は自衛隊というのでは駄目だ。新組織が実体を持つたものにすべきだ。」こう言つて強烈に反対が出たじゃないですか。

政党内の政治であるなら、三党合意のそういう主張があるならば、それに基づいて政府がまとめるならば考え方はわかるけれども、それとは全く違つたものを政府が主導的にやつた、しかも施政方針演説で三党の合意を尊重すると言ひながらそういうことをやつていないんですから、これはとんでもない。もう野村さんの答弁ではなくて、やっぱり首相に。

○國務大臣(宮澤喜一君) ちょっとしかし、やっぱりおっしゃつてゐることは私違ふと思ふんです

ね。

三党合意を十一月の九日の夜中にやりました。それで、それから多少時間がたつて、皆さんいろいろ考へて、それは初めてのことでございましてから試行錯誤の過程があると思ひますね。それで、この三党が改めて政府にいうよりは実は事務当局にひとつ新しい考え方を、たたき台を考へてみるというお話があつて、それを提出した。そのときに、三党はすぐにそれでいいと言われたわけではないでしようけれども、やっぱりいろいろ考へてごらんになつたら、うん、やっぱりどうもそれしかないだろうということになつていつたわけですから。

つまり、三党合意というものが十一月九日にあつた、これはもう金科玉条であつて、それを変へたらおかしいじゃないかというお話しらしいのですけれども、そうじゃないので、やっぱり三党がいろいろ考へてみたら、もつといふ案がある、現実的な案はこうだつたということになりまして、やはり三党の合意がそういうふうに変更して、その上で政府が御提案をされているということですから、確かに三党合意の内容は平成二年の十一月とその後で変わりました。そのことはそうでございます。しかし、それは三党合意が変わつたのであります。

○立木洋君 三党合意を尊重するということを受けて、政府として施政方針演説で全国民に明確に自民党の政府の方針を示したのであります。そうである。もう三党合意ではなくなつてゐるんです。政府の態度になつてゐるんです。ですから、自民党の大会の中でも、海部さんは明確に平成三年一月二十四日、自民党大会でも方針として三党合意を尊重すると明確にされた。そして施政方針も明確にされた。そして、御承知のように去年、全国的な地方選挙が行われましたが、そのときにも自衛隊を海外に出しますなんてことは一言も公約では述べられていない、自民党の公約でも。

そういうふうな国民に對して責任を持つべきところで、明確に自民党政府として、また自民党と

して態度を明確にしておきながら、それを結局は踏みかじるといふ結果になつてゐるということとは明白であります。そのことは、総理がどのように国民に對して施政方針を演説しようが、自民党の大会で国民に對する公約としての責任としてどういふ方針を決めようが、党間でどういふ合意をしようが、そういうものはかなぐり捨てて、結局は自衛隊を海外に送り出すということがまず先にあつたということは、結果としては明白です。私はその点をはっきり指摘しておきたいと思ひます。

最後に述べる点では、一番最近の全国の選挙、これは去年の一斉地方選挙であります。このとき自民党は、自衛隊とは別組織とするという態度をとつて選挙では戦われました。別組織ということと国民に信を問うておきながら、公約にない別のことをやろうとするのは、国民に對して、主権者国民の意思をないがしろにする結果になるのではないか、この点については総理はどのようにお考へなのか、明確にしたいだきたい。

○國務大臣(宮澤喜一君) 重ねて申し上げますけれども、三党合意の結果を政府としては尊重するということとは終始一貫してございまして、十一月の三党合意とその後の三党合意が違つたやないかとおっしゃいますことは、私はそのとおりと思ひます。それは試行錯誤の結果そうなつたのであつて、政府の一貫した態度はいずれにしても三党の合意を尊重すると、こういうことになつてゐると思ひます。

○立木洋君 今の総理の答弁は、私は納得するわけにはいきません。つまり、国民に對する政府の施政方針の演説で明確にされなければならぬ、その方針の中でも三党合意を尊重すると述べておきながら、そしてしかも、それがなぜそういう三党合意に至つたのかという点について私は繰り返して質問したにもかかわらず、その点については明確な答弁がないまま、結局は最初から自衛隊の海外派兵をもうんでゐたといふふうになるならばこれは国民に對する大変なベテンのやう方であ

るといふことも指摘しておかなければならないと思ふ。私はそのことをもつて、時間が来ましたから質問を終わります。

○磯村修君 連合参議院の磯村でございます。

私、午前中からいろいろの質疑をお伺いしてございまして、幾つかの疑問を持ちましたので、その点を中心にお伺いしたいと思ふんですけれども、その前に、過日の当委員会でも山崎建設大臣が、サンダーソン UN TAC の司令官とお会いしたときに、日本側に對しましてカンボジア復興のために建設技術者を中心とした工兵隊、自衛隊でいえば施設部隊というのでしようか、あるいは医療部隊の派遣を求められてゐる、こういうふうなお話を承つたんですけれども、これにつきましてそういう場合にはどの程度の規模の自衛隊を派遣するのか、その規模等につきましてちょっとお伺いしておきたいと思ひます。

○國務大臣(宮下平君) まだ私も具体的に調査したわけでも、また先方からの要請も承つたわけでもございせん。大体はいろいろの情報を得て私どもとしては検討をしておることは事實でございますが、今委員の御質問の中の施設隊、医療隊を派遣する場合にどの程度の規模になるかというところは、これはこれから詰めてなければならぬ問題でございますので一義的にお答えを申し上げますことはできません。

ただし防衛局長が、ユニットとして、単位として医療隊を出す場合は、医官を二十名のときは百八十名というのを二百七十名くらいになりますというふうな、これは一定の前提を置いた上での規模の答弁を申し上げたことがございまして、けれども、これは必ずしもそういう単位で出すということではございせん、自己完結的な意味で編成いたしますとこのような編成も考えられますというところを申し上げたわけでありまして、それ以上でもございせん。

○磯村修君 カンボジアの戦後の復興、紛争後の復興は大変なことだと思ひます。特に午前中の質疑を聞いておりまして、もうもろの住民の生活

に直接かかわる問題をお手伝いして復興させていかなければならないというふうな感じを一層強めたわけなんですけれども、ともかく政府側の方の答弁を伺っておりますと、いわば政府方針がこれから決まれば具体的に進めていくというふうな程度の答弁だったと私記憶しております。やはり民生面でお手伝いというのを強力に促進して協力していくような形を早く整備する必要があります。あるんじゃないか、こういうふうには私思います。

例えばこれまでの質疑では、自衛隊派遣あるいは派遣しないというふうな、これは大変今度の法案の中心的な問題として議論を呼んでいるわけなんですけれども、午前中、社会党・護憲共同の田委員が申しておりました。PKOというのは各国の、私流に理解したんですけれども、各国の相互援助によって成り立っていくものだ、こういうふうには私受けとめました。

つまり、例えばドイツは医療、医師とかあるいはそれに伴う看護婦というものを送っている。あるいはフランスはパイロットあるいは整備士だけというふうな形でもって、いわば警備の面は他の国から来ている歩兵がやっている。こういうふうなことを承ったんですけれども、やはりそういうふうな各国がそれぞれの立場で援助しながら成り立っていくものが、全体のそういう形がPKOというものである、こういうふうには私思っています。

そういう意味合いにおいても、日本の場合もやはり相互援助という各国の互いの力を合わせての相互の立場の仕事で協力していくという、そういう全体のPKOというのを考えた場合に、日本もやはり自衛隊云々というよりも、やはりできること、民生面での技術提供とかあるいはいろいろな面での、医療面での援助とかあるいはいろいろ積極的にそれを考えて、我々の立場から言えば別組織をつくって派遣すべきではなからうか、こういうふうな私印象を強めたんですけれども、相互援助の形でのPKOということにつきま

で、総理はどんな印象をお持ちになりましたか。
○国務大臣(宮澤喜一) たいだいまおっしゃっておられます限りのことで申しますならば、それは我が国としてやはり各国と協調しながらできるだけのことをして、国連の平和維持活動に協力しよう、こういうことであります。限り私どももそう思っております。その中で、しかしこれだけのものは排除しなければならぬとか、こういう方法はいかぬとかいうことについては、それはいろいろな御議論があると思えますけれども、政府としては憲法で許される範囲において総力を挙げてできるだけのことをしたいというのが基本的な態度でございます。

○磯村修君 先ほどの質疑の中にもありましたんですけれども、カンボジアは協定は結ばれているけれども、なお、何と言いましようか、攻撃と申しましようか衝突と申しましようか、そういう紛争の状態が続いている部分もある、こういうふうなことでございいます。

そこで私、疑問に思ったことを一つお伺いしたいんですけれども、例えばコンポントム湖の例のように、停戦の合意あるいは協定があつてもなお一地域では攻撃的な行動があるというふうな場合に、そういうふうな状況にある中に例えば自衛隊を展開することもあるのかどうか、まずその辺をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(宮下創平君) 委員の御指摘のように、ブノンペンとそれから十九の州がございまして、その中でも今御指摘のコンポントム湖等においてその可能性が強いというところは今川大使も言っておられました。ほかの州よりもコンポントム湖に問題が集中されてきているというふうな見解の披露もございましたので、もしもコンポントム湖で紛争に巻き込まれるようなおそれがある場合は、我が方としては、この法案の趣旨に沿いまして、事前にわかるような場合はよく調査をして、この法律の目的の機能が果たし得る状況かどうかということをお断りして、その配置についても事前協議をすべきものだと私は考えます。

○磯村修君 それから、それに関連しまして、例えば自衛隊の部隊がある一定の地域に派遣されたとき、その場合、その後同じような攻撃的な行動があった場合、こちら側はもう黙ってないかも知れないけれども、そういう攻撃的な行動が相手側の方からどこからあった場合、その場合にはやはり自衛隊は撤収せずしてそのままそこにとどまるということになりましようか。

○国務大臣(宮下創平君) これはまさに当委員会でも一番中心的なポイントとして議論されているところでございます。そういう戦間のおそれのある場合は、業務を中断いたしましたして逃避するなりなんなりいたします。そして、それが長期に続いた場合は業務の中断をするということでございます。それから、カンボジア国の中のある特定地域に派遣されてそういう事態が起こった場合、そのようなやはり基本的な原則に従って対応すべきものだと考えております。

○磯村修君 政府は、五原則も法案にはございませう、不測の事態とかあるいはそういう攻撃的な行動に遭う非常に危険な状況が展開されるような場合に遭遇した場合に、業務の中断とかあるいは撤退とか、そういう措置をとるといふふうな、いわば実施計画の変更と申しましようか、そういうふうな解釈でこれを補っているわけなんです。例えばこの法案で、停戦の合意という前提条件が仮に崩れた場合、自衛隊の部隊は必ずそこから撤退しなければならぬということが法文の解釈からいって義務づけられているのかどうかというふうなことをお伺いしたいんです。

○国務大臣(宮下創平君) この中断、撤退につきましては、基本的な事柄でございますから、実施計画及び実施要領によりましてきちっとこれは決まっていたかなければならない。そのことは法律ではつきり書いてございます。ただし、その前提としては、国連との協議がもちろんあるわけでございませう。

○磯村修君 それは、要するに法文上撤退せよ

と、せねばならぬというふうな義務的な解釈ということに、どういふことになりましようかね。
○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。ただいま先生、撤退についての問題提起がございました。いわゆる中断の状況が短期間に回復しない場合に与えられる措置として撤退があるわけでございませうが、この撤退につきましては、この法案の、これは衆議院修正を含めまして第六条の今は十項になっておるのでございませうけれども、そこで実施計画の変更という手続がとられます。実施計画の変更は、これは閣議決定でもって行うわけでございませうので、先ほど先生、義務かどうかという御指摘がございましたけれども、これは閣議決定で撤退するというのが行われるわけでございませうので、明らかに派遣された部隊はそれに従って派遣を終了させるということになるわけでございませう。

○磯村修君 この法文の解釈といましようか、私どももこの政府の見解、閣議決定ですか、それによって決まるといふことなんですけれども、素直に法文を見てもいいんです、義務づけられているというふうな受け取り方がどうしてもできないんです。その辺に一つの大きな疑問自体を私持っているんです。この実施計画、それに沿わない場合には実施計画を中断あるいはとかく計画を変更するといふだけで、隊員そのものに対して撤退せよといふふうな義務づけが何か法文上きちっとないといふふうな、私どうしてもその辺が疑問が晴れないんですけれども。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。撤退につきましては第六条で、閣議決定で撤退するといふことが行われるわけでございませうので、当然出ている部隊がそれに従って対応しないやいなやな義務を生ずるといふことになるといふ趣旨を私は申し述べたわけでございませう。中断につきましても、これは第八条に掲げてございませう。この第一項の六でございませうか、その中で「第六条第十項各号に掲げる場合」、これは前提条件、停戦の合意が崩れた、そういった場合

でございますけれども、「において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項」ということで、ここで書いてございます「行うべき」というのは、まさに行われることとなるという、そういうことと同義に使用しております。

したがって、今、先生申されました、まさにいわゆる五原則の第四番目の原則でございますが、これはまさにこの法案にきちんと盛り込んで、特に憲法との関係で問題のない法案にしたわけでございますので、今問題提起がございました中絶とか撤収とか、そういう場合にはきちっとそれに対応しなければならぬ、そういう仕組みになっております。

○磯村修君 もう一つ伺いしておきます。

カンボジアに自衛隊を派遣する場合に、五月十一日の当委員会が防衛庁長官が、自衛隊が自己防衛的、民生協力の意味から地雷処理を行わざるを得ない場面も出てくるというふうな趣旨の発言をなさっておりますけれども、これは既に部隊が派遣される場合には、そうした業務も実際に実施するというところでございましょうか。

○国務大臣(宮下創平君) 現在ただいま御審議をいただいている法案の第三条の平和協力業務のイからヘまでの中の一つとして、放棄された武器の処理の任務が掲記されておりますから、当然地雷処理の問題も含まれるということでございまして。

○磯村修君 この地雷処理というのは、いわゆる本年度導入するところの地雷処理車というのは持つていくということなんでしょうか。

○国務大臣(宮下創平君) これは五十九年から技術におきまして開発いたしましたようやく平成三年度で実用試験を全部完了して、いよいよ実用化の第一歩が踏み出されるわけでございまして、平成四年度の前算で初めて計上をお願いして認められておるものでございまして、今存在はしております。完成までにしばらく時間を要しますから、なお期間等にもよりましますけれども、直ちには

これは持参できないもの、こういうふうに思いま

す。

○磯村修君 その性能はおわかりになりました

か。

○政府委員(関牧君) お答え申し上げます。

地雷処理車と申しますのは、処理車から発射したロケットにより曳航された爆薬により地雷原を爆破処理する装置でございます。

平成四年度の前算でお認めいただきましたこの地雷処理車の主たる性能でございますけれども、処理幅が五・五メートル、処理の縦深と申しますか奥行きと申しますか、それが約二百メートルと想定されているものでございます。

○磯村修君 これはいろんなお話も伝わってきているんですけども、まだ本体があらわれてこないから議論の対象にもならないでしようが、これはまたその時点でもってどういうふうな扱いになるのかをお伺いしたいと思っております。

ともかくカンボジアの援助というのは、私どもの立場から申せば、まず今の住民の方々の生活に直接かかわる問題、いわば民生面の事業からお手伝いをしていくような整備の体制を早くつくっていく。そのためには、いわば自衛隊云々の問題については今国論が分かれていて最中であるので、どうしてもこれは別の組織を編成して、そして対応していくべき問題である、こういうふうな私どもは考えております。

例えば、これは例えばの話なんですけれども、自衛隊の指揮命令系統から外して、そして総理府なら総理府の下に置くようなそうした別組織でも、直ちにやる場合は一つの方法論としては考えられるんじゃないかというふうな、いわば国民が納得し得る一番至近距離の方法論として考えるべきである、こういうふうな私どもは考えております。

ともあれこれは、政府はとにかく最善の方法として今の法案を提出しているということでありまして、私どもの考えがどこまで取り入れられるのかわかりませんけれども、ともかくそうした立場

場でもって国民の合意を得られるように努力すべきである、こういうふうには私は申し上げて、質問を終わります。

○寺崎昭久君 まず、総理にお伺いします。

民社党は、これまで日本の国際貢献を前進させるという立場から、PKO法案については今国会で成立させるよう努力してまいりました。そのために提言やあるいは献策を行ってきたわけでありまして、しかし政府・自民党の対応ということになりますとちよつと首をかしげるようなことが幾つか出てまいります。

例えば、先日、見せしめ解散発言ということがございました。それからその後は、やはり自民党の首脳の方として、民社党が国会の事前承認の枠を拡大しようとする主張するならば衆議院を解散するぞということを我が党の幹部に伝えてきた方がいらつしやいます。そういうことを考えますと、本

当に政府がこのPKO協力法案を成立させようとしているのかどうか、考え直してしまふわけでありまして、こういうことが重なりますと話がぶち壊しになりかねないわけで、私どもとしては懸念しているわけでありまして、総理は、政府のそして自民党の総理・総裁として、本当にPKO協力法案を今国会で成立させたいとお考えになっているのか。もしそうであるとすれば、こうした不穏当な発言に対しての釈明と今後の対応について何らかの措置を示してもらいたいと思ひますが、いかがで

しょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) まず、この法律案はぜひともこの国会で成立をさせていたいただきたい。お願いを申し上げます、また念願をいたしております。

れども、それは私の考えを代表したのではないということをお断り申し上げます。

○寺崎昭久君 次の自民党首脳発言の中にはもう一つ問題があります。

民社党は、かねてからPKOへの自衛隊派遣に当たっては事前に国会承認を求めたいことを主張してまいりました。これは総理も御存じだと思ひます。その後、この種の法案というのはできるだけ多くの政党、会派の賛同のもとに成立させるべきだという観点から、例えばPKF凍結論にも前向きに対処しようということまで努力してきたわけでありまして。

しかるに、先ほど御紹介しましたように、自民党首脳がその我が党に対して、まだPKFの範囲、対象も定かでない時点で、国会承認の枠を拡大しようとするならば解散するぞと言ふのは何事かと思ふんです。これは今までの我が党の努力あるいは意図を踏みにじる行為以外の何物でもないし、とりよつとよつと民社党にプラフをかけるのかということをお断りいたします。

国会承認というのは、冒頭申しましたように、我が党にとつては政策の根幹をなすものであり、そう軽々に扱つてもらつては困ります。もし自民党が、小さい民社党のことだから余りがたが言ふんだつたらおどかさすということであれば、このPKO協力法案への今後の対応というのは再検討しなくちゃいけないと思ひますが、総理、いかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 具体的にどのようなことを申し上げ、どのような会話がございましたか。私は存じませんが、少なくともこの法案の御審議に当たつて各党各会派が誠心誠意、国のためによかれかしという御努力をなさつておられる、それ以外の何物でもない私は理解をいたしておりますので、もしそのようにとれる発言あるいはそのような解釈がなされていくとすればそれはまことに遺憾なことであつて、各党とも真に国民のため国益のためにいろいろな御検討をなさつておるものと私は信じております。

○寺崎昭久君 総理は、我が党の主張する国会承認を重く受けとめていただいていると理解してよろしいですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 毎々申しますとおり、政府といたしましては、政府の提案を最善のものと信じて御審議をいただいておりますけれども、各党各会派において国益のためにいろいろな御意見がある、あるいは修正の御意見もあらうかと思ひます。それが国会の、院の多数となりましては、もともとより立法、行政の分権の建前から政府としてはそれを尊重しなければならぬ。当然のことと考えておりますし、また各党各会派におけるたゞいまのそのような御検討は、文字どおり、何がよりよい国益であるかということを踏まえて御検討が続いておるといふふうに考えております。

○寺崎昭久君 きこのの発言に関連して外務大臣に一つお伺いいたします。

もとより、国会承認と凍結と今言われているのは厳密に言えば同じものではありませんが、同じ内容ではないと思ひますが、ほぼ重なる部分があるということ、私は五月二十二日の当委員会、承認、凍結の対象として法案第三条三号のイからヘ及び同号で規定するもの、そしてそれ以外の業務であつても、このイからヘ及びレと複合して行われる場合は国会承認の対象にしてもらいたいということをお願いしました。

これに対して外務大臣は、例えば道路整備をやっている途中に地雷が見つかった、その場合には処理することもあるということをおっしゃられましたので、私は重ねて、緊急避難的なものは考えておりません、ただ道路整備をすれば地雷が出てくるであろうということがあらかじめ予想されていれば、それは国会承認あるいは凍結の対象に考えていただきたんだということを申し上げたつもりなんですけれども、昨日の発言などを聞いておりますと、どうも私が申し上げた意図が厳密に伝わっていないんじゃないかということをお心配しているわけなんです。

もう一度外務大臣のその辺の御見解、複合業務の国会承認を主張する我が党の考え方をどう受けとめられているのか、お尋ねします。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 正確に理解してなかったと言われれば、あるいはそうかもしれせん。先生のおっしゃることは、PKO活動だといつても、あらかじめ明らかに客観的にいふんなら、橋をかけかえようとするときに、その橋のたもとにはたくさん地雷が埋められているという確実な情報なり、そういうふうに思われる、合理的に推定が明らかにされるというような場合は、それは複合的なものじゃないかと。たまたまほかの人がその橋を全部点検した結果、地雷はないというので仮に日本なら日本がその橋をかけかえようと思つたら、掘っているうちに一発、二発出てきたというのと別だと、こういう御意思であるならば理解できないことはありません。

○寺崎昭久君 きこの朝日新聞に、カンボジア問題に関連して防衛庁の首脳が、地雷処理ができないというのには困る、付随的にやることはあるという趣旨の発言をされた報道されております。付随的という言葉も大変歯ごたえのかけづらい、かかりにくい概念ではないかと思つていられるわけでありますけれども、我が党が主張しているのは、PKFと後方支援、その境目というのがなかなか分けづらいときがあります。分けづらい場面があるでしょう、したがって複合的な業務については国会承認の対象に考えるべきであるということをお願いしておりますので、そのことを十分お考えいただきまして、次の問題に入らせていただきます。

まず、カンボジアに関してですが、カンボジアと平和の回復、維持、また復興に対して我が党が積極的に対応しようとしているのはもう御存じのとおりで繰り返しませんけれども、これは仮の話で恐縮なんです、総理は、もしPKO協力法案が成立しない場合でもUNTAACに対して最大限の協力をやる、そういう決意があらうのかどうか。もし法案が不成立の場合には、日本が当面UN

NTAACに参加できる人的貢献というのはどの分野でどの程度の人員になるのか。この問題は当局から答えをいただいても結構です。それから、不成立になった場合に国際的にどういう評価を受けると感じられておられるか、この点を総理に伺いたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 政府といたしましては、御審議も非常に長いこと慎重に行われておることをご存じですので、この法案が成立させていたでるものと考えております。そうでない事態をたゞいま想定いたしております。が、仮にということでございます、政府はこのような各方面における国連の平和維持活動についての人的活動、国会のお許しを得たいということ、法案の御審議をお願いしているわけでございますが、それについて国会がノーという御意思表示であります、こういう法案が全然ないような状況で、現行法のものでいろいろなことができるかできないかと考えるのと違ひまして、これだけのことを全部ひとまとめとお許しを得たいといつておるときに、国会からそれをお許ししたくないということになりますれば、これは政治的な責任といひまして政府のなし得る行為は非常に限定せられるであろう、またそういうふうにかえるのが恐らく立法府の御意思を尊重するゆえんであらうと思ひます。したがって、したがって国連の平和維持活動について人的な意味での迅速、有効な協力をやる、実質的な協力をやるということは極めて困難ではないかというふうに考えております。

財政的な貢献は、これは国会がいかにということをおっしゃられますし、またこの法案でお許しを得ておるといふ筋のものとございませんで、これはできるであらうと思ひます。

また、国連の平和維持活動と別の切り離された形でカンボジアと我が国の間の経済協力、復興援助ということ、これはある程度できる問題があらうと思ひますけれども、国連の平和維持活動に関します限り、人的な貢献はやはり事実問題とい

たしまして極めて困難になると考えるべきであらうと思ひます。

○寺崎昭久君 私もPKO協力法案はぜひ成立させなければいけないという立場に立ちながら、もし不成立の場合というのは余り適切じゃないかもしれせんが、いよいよ大詰めの段階を迎えて、やはりこの問題については結論をそろそろ出すべき時期に来ていると思ひますので、もし成立しなかったらどうなのか、成立した場合にどこまでできるのかということ国民に明らかにする必要があらうと考えているからでございます。

ところで、五月十二日の当委員会でもUNTAACの明石代表が発言されておりますけれども、日本の人的貢献として、特に兵たん、エンジニアリング、輸送部門を挙げられましたけれども、例えばこの法案が成立しない場合にでもこの部門への参加というのは可能なんですか。どうなんでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは、まず私がお答えを申し上げたいと思ひますのは、法律的に可能か可能でないかという問題が一つございすけれども、その前にこれらのものを一括して国会にお許しをお願いしておる立場から申しますと、法律の問題よりも前に政治的な判断が私はどうしても大事であらうと思ひます。

そういう意味では、法律の解釈は今政府委員が申し上げますけれども、政治的な判断といたしますと、それはなかなか政府として簡単に踏み切れることではないだらう、やはりそういう要素を大事に考えなければいけないのではないかと思ひます。

○政府委員(丹波實君) 四月のことでございますけれども、国連本部に対してUNTAACの軍事部門の編成についての考え方を聞きました。それに対する答えは、UNTAACの編成に当たっては、先生がおっしゃった兵たんとか輸送面というのは軍事分野だと思ひますけれども、軍事分野については文民に参加を要請するつもりはないということをおっしゃっております。

そういう意味では、こういう部門に参加しているためには軍事要員を送らざるを得ない、軍事要員はこの法律の成立なくしては送れない、そういう関係になろうかと思えます。

○寺崎昭久君 外務大臣にお尋ねします。

六月十三日からいよいよUNTAACの活動は第二フェーズに入るわけでございます。武装解除その他が予定されているわけでありまして、いよいよ緊張が高まるのかと思ふ反面、ぜひ円滑に無事にこの業務が行われるよう願っているわけでありまして、先日の明石代表のお話でも、やはりこういう地域ですから不安材料といえれば幾つもある、そういう中で努力していかなければいけないんだということを強調されたように受けとめております。

現時点においてカンボジアの情勢をつぶさにお尋ねするのはいかがかと思ひますが、現状において武器を使用せざるを得ないような場面に遭遇しないだろうか、あるいはそういう場面に遭遇したときに適切に法律に定められているような措置がとれるだろうかという国民の疑問、知りた点について、外務大臣の見通しとか判断をお聞かせいただければありがたいんですが。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 先ほど田委員から、インドネシアの新聞を例に出しまして、最近におけるUNTAACの活動に対する一部妨害的な行為があったというように聞かれましたが、私はそれは全くないというには思いません。全くないであるならば、もともと監視団は必要ないわけですから、だから、本当に何万人もいる人の中ですから、上の言うことを聞かないという人だつていないとは限らないわけです。そういうような中にあつても、司令官はそれに対して発砲するなというように言うて抑えてきた、そういうことは私は正しいことであるし、その間、時間をかけながら国連の権威と説得によつてじわじわと末端まで徹底をさせる、そういうような根気のいいやり方が今後も継続されていくものと考えます。

○寺崎昭久君 法律の第二十四条には、武器使用に関する規定が書かれております。政府のこれまでの見解によれば、緊急避難あるいは正当防衛として武器を使用せざるを得ないときには個人の判断で行うんだということを言われておりますけれども、これは私的な護身行為なのかそうでないのか、これは大事なところだと思ふんです。もし、私的な護身行為であるということになれば、恐らく国家賠償法の適用も受けられないと思ひますし、過剰防衛だということでは例えカンボジアの官憲に身柄を拘束されたときに、日本として何が出来るかというこの問題も残ると思ふんです。

この点に関して、PKOへの派遣と武器使用と国家賠償法との関係、この辺について御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。ただいま先生御指摘の法案第二十四条に定めております武器の使用、これは全く私的な護身行為ということではございません。個々の要員の判断によつて行われます業務上の行為というふうな位置づけられておりまして、刑法で申しますと三十五條の正当行為といたしまして典型的に刑事免責の対象となるわけでございます。

また、武器の使用により発生した損害というのに対して我が国が責任を負うべき場合というときには、国家賠償法の適用を含めまして政府として遺漏なきよう対処する仕組みになっております。

さらに御説明をさせていただきますと、実はモデル地位協定というのがございます。それに示された考え方にありますれば、PKOのすべての構成員は、ただいま申しましたような公的な資格で行った行動に関して、受け入れ国におきます刑事、民事上の訴訟手続を免除されるということになつております。我が国の要員に對しまして、法案第二十四条に定めます武器の使用について、受け入れ国において訴訟が提起されることはないというところに相なります。

このように、今回の法案におきましては、二十四條の要件に沿つた武器使用である限りにおきましては、今申し述べましたような各般の法律的な責任についてそれぞれ国として当該行為を保護する仕組みになっておる次第でございます。

○寺崎昭久君 ありがとうございます。

○喜屋武眞榮君 カンボジアに対する理解を深めることができた。まだひとり歩きする自信はございませんけれども、問題点を二、三お尋ねしたいと思つております。

まず、外務大臣にお尋ねしたいことは、現在、日本政府はカンボジアに対してどのようなかわかりをしてゐるのか、率直にお聞かせ願ひたい。

○国務大臣(渡辺美智雄君) ちよつと質問の趣旨がよくわからないのでございますが、カンボジアは、一応内乱が治まつて各派が連合してSNCという暫定政府をこしらえておりますので、対外的にはこれがカンボジアを正当に代表する政府であるというふうに見ておりますので、それを相手に日本政府としては外交関係を結んでおるといふことであります。

○喜屋武眞榮君 次に、外務省にお聞きしたいんですが、UNTAACに対する日本の分担金はどれくらいで、その提出状況はどうなつてゐるのでありましようか。

○政府委員(丹波實君) お答え申し上げます。

UNTAACにつきましては、国連で二回に分けて経費が決まつております。一つは立ち上がり経費という名前の二億ドル、それから先週の二十二日になりましたが、十月三十一日までの経費として六億ドル、この二つにつきましては義務的な分担金として国連加盟国に割り当てられております。日本の分担率は二二・四五％、この二億ドルに対するものは既に支払つております。六億ドルに対するものはこれから国連本部から通知が来ますので、それに対して日本として二二・四五％の支払いをします、そういうことになっております。

先生、申しわけありませんけれども、せっかく

の機会でございますので、前の委員会のときに私が先生に武器の携行と武力の行使の問題について御説明申し上げましたときに、国連では自己の生命の場合とそれから国連の任務が妨害された場合の二つにつき武器の使用が許される、二つとも武器の使用の問題であつて武力の行使の問題ではございませんというところを申し上げましたけれども、基本的にはそういうことでございまして、意味でございまして、後者につきましては、場合によつては武力の行使にあるいは当たる場合もあるということをお申し上げて、補足的に御説明させていただきたいと思ひます。

○喜屋武眞榮君 次に、お尋ねしたいことは、五月十二日の明石UNTAAC代表の当委員会における参考人意見陳述によりまして、UNTAACの軍事部門は国連のカンボジアにおける七つの役割の一部にすぎない。そうしますと、政府はなぜその他の部門の協力を積極的に進めようとなさらないのであるかということに疑問を持つものであります。この点、閣下にお尋ねいたします。

閣下、明石代表は、UNTAACの成功のためには他の何物にも増して予算面の協力こそ日本に強く期待しておられると理解しておりますが、この点もあわせて閣下の御見解を承りたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) 七つ云々ということをおちよつとつまびらかにいたしませんけれども、我が国は憲法の許す範囲におきまして、国連の平和維持活動には全面的に協力をいたしたいと考えております。

次に、予算の問題につきましては、ただいま政府委員からも申し上げました。我が国の義務的拠出につきましては、もう既に立ち上がり分二億ドルの該当分は拠出したしまして、次の六億ドルにつきましても、通知があり次第速やかに拠出をいたします。また、その他今後いわゆる拠出制でない、いわば任意性の費用につきまして貢献を求められる場合もあるでございまして、二国間の経済協力についても、これはもともと任意的なものでございまして、でございます。

うことにつきましては、我々の財政が許します限りでできるだけの協力をいたさなければならぬと思っております。

○喜屋武眞榮君 私、特に総理にお尋ねしたことでおっしゃったことに対しては、その実現の晩まで粘り強く、執念深く追及していくというこの気持ちを持ち続けておられることをお忘れにならないように。

その一つに、それこそ総理のお肝いりで組織づくりを進めていただいた、すなわち厚生省と沖縄開発庁と、それから内閣内政審議室、この三者で沖縄問題の最たる厚生年金の格差是正の問題、それを検討する窓口を総理のお勤めでつくらせていただいた、それができておるわけですが、その機関が機能を発揮しておるかどうかが尋ねたい。

○國務大臣(宮澤喜一君) 沖縄関連の厚生年金の問題は、既に過去におきまして二回かなり思い切りまして特別措置を講じたわけでございまして、なお今日問題が残るといふことで、しかし過去において二度是正をいたしておりますものですが、年金という領域ではどうしてもこの問題は解決の方法がないというところは、残念ながら政府内各府省一致した意見でございまして、しかし、沖縄の方々には特別に御苦勞をおかけしておるといふこともみんなが知っておりますので、それでは年金外において何か気持ちだけでもそういう沖縄の方々の御苦勞に報いる方法はないかというのが、今御指摘の關係省庁による協議機関を、これはつい先日でございますが発足させたところでございまして、この協議機関におきまして、せめてこれぐらいのことはできるといふ何かの結論が得られるかどうかという仕事が今始まったばかりでございます。

○喜屋武眞榮君 私があえてこのことをこの場で申し上げましたのは、せつかく総理のお肝いりでこの三者が前向きで検討する組織ができたけれども、開店休業、その後何ら機能を発揮しておらない。その事実を私は毎日のようにどうなっている

か、どうなっているかと実は調査しておりますが、全然機能しておらないということをこの場で率直に申し上げまして、できたからには開店休業ではいけません。困難ではあつてもこの問題を解決する方向に進めていってほしいということ、私がこの場でのお願いなんです。その組織はできたけれども、何ら三者の機能は全然しておりませんよ、話し合いも持っておりませんよ。これじゃ有名無実じゃありませんか。そのことを重ねて申し上げまして、きょう直ちにその關係者に念を押していただきたい。せつかくの御好意を蒙らせて、機能を発揮してもらわなければいけないと思つてゐるからです。

以上強く要望いたしまして、終わります。
○委員長(下条進一郎君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、来る二十九日午前十時に委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時十八分散会

五月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、PKO関連二法案の廃案と平和憲法の下での國際貢献の実現に関する請願(第二三四五号)
- 一、PKO協力法案及び國際緊急援助隊派遣法の改正案成立反対に関する請願(第二三五七号)
- 一、PKO協力法案、國際緊急援助隊派遣法改正案及び自衛隊法改正案の廃案に関する請願(第二三五八号)
- 一、PKO協力法案及び國際緊急援助隊派遣法の改正案成立反対に関する請願(第二三六二号)
- 一、PKO協力法案、國際緊急援助隊派遣法改正案及び自衛隊法改正案の廃案に関する請願(第二三六三号)
- 一、PKO協力法案の成立反対に関する請願(第二三六七号)

一、PKO関連二法案の廃案と平和憲法の下での國際貢献の実現に関する請願(第二四二〇号)

一、PKO法案成立反対に関する請願(第二四三九号)

一、國連平和維持活動等協力法案、國際緊急援助隊派遣法一部改正案及び自衛隊法一部改正案の廃案に関する請願(第二五〇七号)

一、PKO協力法案、國際緊急援助隊派遣法改正案及び自衛隊法改正案の廃案に関する請願(第二五〇八号)

一、「PKO法案」の廃案と憲法をいかに国際協力の実現に関する請願(第二五六一号)

一、PKO協力法案制定反対に関する請願(第二五六二号)

一、國連平和維持活動協力法案及び國際緊急援助隊派遣法改正案成立反対に関する請願(第二五六三号)

第三四四号 平成四年五月八日受理
PKO関連二法案の廃案と平和憲法の下での國際貢献の実現に関する請願

請願者 横浜市緑区奈良町二、四三三ノ一 八四 折笠秀子

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三五七号 平成四年五月八日受理
PKO協力法案及び國際緊急援助隊派遣法の改正案成立反対に関する請願

請願者 鳥取市寺町一七 千葉さより 外 百六名

紹介議員 小林 正君
この請願の趣旨は、第一六五〇号と同じである。

第三三五八号 平成四年五月八日受理
PKO協力法案、國際緊急援助隊派遣法改正案及び自衛隊法改正案の廃案に関する請願

請願者 横浜市栄区上郷町二、一六七ノ三

五 野村えり子 外百十四名
紹介議員 小林 正君

一、PKO協力法案、國際緊急援助隊派遣法の改正案及び自衛隊法の改正案を廃案にすること。

理由
(一) PKO協力法案は、自衛隊の海外派兵を目的とする憲法違反の法案である。また、國際緊急援助隊派遣法の改正案と自衛隊法の改正案も、災害派遣や邦人救出などを名目にして、自衛隊を海外に派兵しようとする法案である。(二) PKO協力法案の成立による自衛隊のカンボジア派兵は、日本のアジア再侵略に道を開くものである。よつて、侵略戦争に反対し、PKO関連三法案の廃案を強く求める。

第三三六二号 平成四年五月八日受理
PKO協力法案及び國際緊急援助隊派遣法の改正案成立反対に関する請願

請願者 長野県小県郡東部町本海野二一九 渋谷竜二郎 外二百名

紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第一六五〇号と同じである。

第三三六三号 平成四年五月八日受理
PKO協力法案、國際緊急援助隊派遣法改正案及び自衛隊法改正案の廃案に関する請願

請願者 東京都町田市南つくし野四ノ一八ノ五横田ハイツ三〇六 黒田理絵 外百七名

紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第二三五八号と同じである。

第三三六七号 平成四年五月八日受理
PKO協力法案の成立反対に関する請願

請願者 埼玉県越谷市大竹三三三ノ七 鈴木康友 外七十七名

紹介議員 角田 義一君
戦争に反対し民主主義と人権を守る立場から、自衛隊の海外派兵と憲法改悪を絶対に容認できない

い。現在審議されているPKO(国連平和維持活動)協力法案は、自衛隊の組織的参加と武器使用を伴う海外派兵に道を開くものである。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、PKO協力法案を成立させないこと。

第二四二〇号 平成四年五月十一日受理

PKO関連二法案の廃案と平和憲法の下での国際貢献の実現に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区権太坂一ノ三九

ノ一四 磯部照美

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二四三九号 平成四年五月十一日受理

PKO法案成立反対に関する請願

請願者 宮崎県日南市星倉四、二〇二ノ二

河野昭一 外百十四名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第一〇五一号と同じである。

第二五〇七号 平成四年五月十二日受理

国連平和維持活動等協力法案、国際緊急援助隊派遣法一部改正案及び自衛隊法一部改正案の廃案に関する請願

請願者 大阪府枚方市牧野本町一ノ二六ノ

七 名古成朋 外八十四名

紹介議員 畠 正敏君

この請願の趣旨は、第二二二三号と同じである。

第二五〇八号 平成四年五月十二日受理

PKO協力法案、国際緊急援助隊派遣法改正案及び自衛隊法改正案の廃案に関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺南三ノ五〇ノ

一二 刑部秀之 外九十九名

紹介議員 畠 正敏君

この請願の趣旨は、第二三五八号と同じである。

第二五六一号 平成四年五月十三日受理

「PKO法案」の廃案と憲法をいかす国際協力の実現に関する請願

請願者 東京都北区神谷三ノ四二ノ六 田

原博 外八十五名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第六五一号と同じである。

第二五六二号 平成四年五月十三日受理

PKO協力法案制定反対に関する請願

請願者 東京都目黒区下目黒六ノ一五ノ一

九 正谷義治 外三名

紹介議員 矢田部 理君

私たち町場の建設職人・労働者は、第百二十三回国会の最大の焦点である自衛隊の海外派遣を前提とする国連平和維持活動協力法案には絶対反対である。その理由は言うまでもなく、日本国憲法の平和理念をなし崩し的に改悪するものであり、平和の上にも立脚する建設職人・労働者にとって到底容認できるものではないからである。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、自衛隊の海外派遣を前提とする国連平和維持活動(PKO)協力法案を制定させないこと。

第二五六三号 平成四年五月十三日受理

国連平和維持活動協力法案及び国際緊急援助隊派遣法改正案成立反対に関する請願

請願者 大阪府松原市北新町四ノ八ノ一六

川口信子 外二百五十四名

紹介議員 肥田美代子君

自民党政府は、第百二十二回国会で、圧倒的多数の国民の反対の声を無視し、必要な資料も公表せず、かつ、十分な審議時間も保障することなく、公明党と一体となって自衛隊の海外派遣を唯一の目的とした「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案」と「国際緊急援助隊派遣法改正案」を衆議院で強行採決した。そして、自民党政府は、今国会で成立させるべく、参議院で公明党、民社党、連合参議院に対する工作を強めていることが連日報道されている。両法案は、国際貢

献に名を借りて自衛隊を公然と海外に派遣し、日本を軍国主義復活強化の道に進めるものであり、日本国憲法に違反していることは明らかである。私たちは、平和憲法を守り、日本が犯した過ちを再び繰り返さないためにも、また、将来にわたり世界と日本の平和と民主主義を守るためにも、国際貢献は飽くまで非軍事、民生部門に限るべきであり、二法案を直ちに廃案にすべきであると考え。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(PKO協力法)案を直ちに廃案とすること。

二、国際緊急援助隊派遣法の改正案を直ちに廃案とすること。

平成四年六月一日印刷

平成四年六月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局